

# ジェンダー平等と 女性のエンパワメントの推進

～誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて～

## Guidance Note

## ジェンダーとは何か

「ジェンダー(Gender)」とは「社会や文化の中で構築された性別」を指して用いられる用語です。本来、人間の「性」は多様です<sup>1</sup>。「生物学的には男性とされているけど、性自認は女性」、「身体は女性だけど、性自認は男性」、「身体は男性だけど、性自認はどちらでもない」など、社会で規定された身体の性と性自認が異なる人もいます。また、どの性に対して恋愛感情や性的な魅力を感じるかもそれぞれに異なっています。しかしながら、私たちの多くの社会は、人間を生物学的な要素(性染色体や生殖器、ホルモン作用等)に基づいて「男性」と「女性」の二分法で分類しています。同時に、そうした男女の性別(Sex)に特定の価値を与え、「男らしさ」「女らしさ」の概念を形成するとともに、個人の能力や資質、意思とは関係なく、「男だから」「女だから」とそれぞれの役割を規定したり、その性別によって行動や生き方、性的指向を固定化しています。例えば、妊娠・出産するという身体性を根拠にして、多くの地域や社会が、「女性は家庭において家事や育児を行わなければならない」と女性の役割を規定しています。また、「男は強くあるべき」「男性は家庭の外で働き、家族を養わなければならない」など、男性の役割や行動も決めつけて(固定化)います。「男性は女性に、そして女性は男性に性的な魅力を感じるもの」とその性的指向も固定化しています。このように、「男だから」「女だから」と、ある性別を特定の役割に結び付けたり、ある行動の原因をその人の性別に求めたりするような考え方に基づいて分類された性別のことを「ジェンダー(Gender)」と言います。

「男らしさ」や「女らしさ」の概念や、ジェンダーに基づいて規定される男女の役割は、それぞれの社会や文化によって異なります。また時代の変遷とともに変化もしています。しかし、一般に現代社会の社会通念やシステムは、男性を基準とする視点に基づいて形成されてきています。そのため、先進国・開発途上国を問わず、多くの社会や文化の中で形成されてきた男性と女性の「ジェンダー」には、その関係性の中に「権力の不平等」が内包されているのが特徴です。時代を超えて、多くの地域や社会において女性や少女は、男性に従属する存在として位置づけられるとともに、権利の主体としては認められず、「女性だから」「女の子だから」という理由だけで、生きる選択肢や能力を発揮する機会を奪われています。また、時には命の危険にもさらされてきています。紛争やテロ、感染症、自然災害などの発生時にはさらに厳しい状況に置かれています。

## 本書の位置づけ

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮し、尊厳をもって生きていける社会の実現に向けて取り組むべき重要な課題です。2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等を推進し、すべての女性や少女のエンパワメントを推進する」ことが国際社会共通の開発目標(SDGsゴール5)として掲げられています。また、ジェンダー平等と女性や少女のエンパワメントの推進は、すべての開発目標の達成に向けて有効なレバレッジポイント<sup>2</sup>であるとも認識されています。JICAの国際協力においてもジェンダー平等と女性や少女のエンパワメントの一層の推進に取り組んでいくことが必要です。

社会における抑圧や差別は、障害の有無や、人種、年齢、宗教、社会的・経済的な地位、学歴、地域、性的指向や性自認などにも影響を受けるものであり、実際の人の差別や抑圧の経験をジェンダーという単一の軸のみで説明することはできません。しかしながら、ジェンダーは社会で差別や抑圧を生み出している主要な基軸の一つです。多くの社会で女性や少女が、「女性」というそのジェンダーによって、人生のさまざまな選択肢や行動を制限され、構造的な性差別や暴力を経験しています。

このガイダンスノートでは、ジェンダーの視点から女性や少女をとりまく現状や課題を確認するとともに、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたJICAの基本方針や必要な取り組みを示しています。JICA事業の立案や実施に際してぜひ活用してください。

# 目次

## Part 1

### 女性や少女を取り巻く世界の現状と課題

1

## Part 2

### ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現 -必要なアクション-

21

国際的な議論の変遷と位置け	23
取り組みの潮流～ジェンダー主流化～	25
JICAの基本方針と事業戦略	27
事業におけるジェンダー主流化の実践	30
基本の取り組み	30
Action1 社会・ジェンダー分析の実施	32
Action2ジェンダー視点からの課題解決やニーズの充足に向けた事業や活動の計画	38
Action3 指標の設定	45
Action4 事業や活動の実施とモニタリング	47
JICAの優先取り組み課題	48
I 女性の経済的エンパワメントの推進	49
II 女性の平和と安全保障の推進	53
III 生涯にわたる女性の教育と健康の推進	58
IV ジェンダー平等なガバナンスの推進	63
V 女性の社会・経済参加を後押しするインフラ整備の推進	67
クラスター事業戦略	72

## Part 3

### 支援に際しての留意点 -自分の中に潜む思い込みや無意識の偏見を考える-

73

Q1. ジェンダー平等よりも多様性を推進することが重要ではないか。	76
Q2. ジェンダー平等といった西洋の価値観を途上国に押し付けるのはいかなものか。	77
Q3. 宗教によって女性の役割や行動が規定されている地域でジェンダー主流化を推進することは無理。	78
Q4. 身体の違いもあるし、男女で仕事の向きや不向きはあるのではないか。	79
Q5. 大変なのは女性だけじゃない。女性だけを優遇するのは男性に対する逆差別ではないか。	80
Q6. 無理やり「女性枠」を定めると事業の質や成果が下がる。	81
Q7. 女性の登用や参加を促しても女性が参加したがる。女性はリーダーになりたがる。	82
Q8. 家事や育児に専念したいと思っている女性の行動や存在を否定するのか。	83
Q9. 男性だけを悪者扱いするのはやめてほしい。	84
Q10.インフラ整備はジェンダー中立的であり、ジェンダーの視点は関係ないのではないか。	85
Q11. 遅れている日本がなぜこの課題に取り組むのか。	86

# PART 1

## 女性や少女を取り巻く世界の現状と課題







# Part 1

## 女性や少女を取り巻く世界の現状と課題

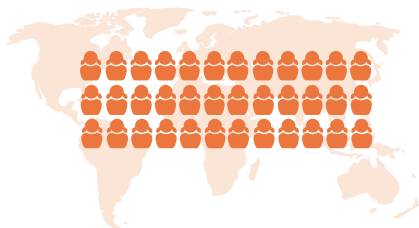
国際社会は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現に向けた歩みを確実に進めてきました。その結果、女性の生活と地位は目覚ましい進展を遂げつつあります。過去25年間で、女性の識字率は大きく向上し、世界の女性の識字率は90%に達しました<sup>3</sup>。妊娠や出産で命を落とす女性の割合も44%減少しています<sup>4</sup>。さらに、女性は多種多様な経済活動に従事するとともに、政治、行政の場でリーダー的な地位に就くようになってきています。しかしながら、社会のさまざまな側面において根強く残るジェンダーに基づく固定観念や差別的な制度やルール、慣習や慣行によって、いまだ世界の多くの女性や少女の生きる選択肢が狭められるとともに、能力やリーダーシップを発揮する機会が奪われています。また、その生命や安全も大きく脅かされています。

### 少女たちは教育の機会を奪われている

近年、世界の少女の多くは、小学校に入学することができるようになりました。世界における男児の初等教育純就学率は91%、女児は89%と男女共にほぼ変わりません<sup>5</sup>。しかしながら、少女たちの多くが教育を継続できていません。例えば、サブサハラアフリカ諸国における初等教育の修了率は男女ともに64%ですが、前期中等教育修了する少女の割合は42%です<sup>6</sup>。後期中等教育になるとその数字は29%とさらに低下しています<sup>7</sup>。

国や地域によっては今もなお、女性は「男性に養ってもらう存在」であり、「息子を生むのが女性の役割」なのだから「女性に高い教育はいらない」という考え方が社会に根強く残り、多くの少女が思春期(初潮)を迎える頃には退学を余儀なくされ、学ぶ機会を奪われています。現在、世界全体でも、1億3,200万人の少女が学校に通っていません。このうち9,740万人が前期及び後期中等教育の学齢期にある少女たちです<sup>8</sup>。

#### 学校に通えない少女たち



全世界で学校に通えない少女の数は  
1億3,200万人

このうち9,740万人が  
前期・後期中等教育の学齢期にある少女たち



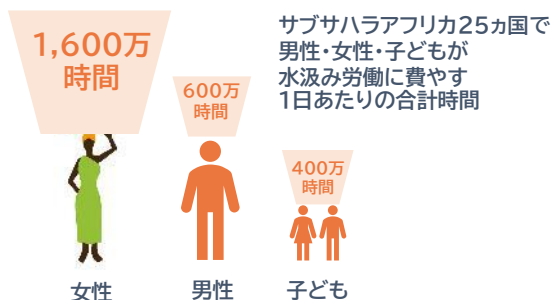
農村部や紛争影響地域においては、息子の教育を優先させ、家事や兄弟の世話をさせるために娘は家にとどめ置くケースも多くみられます。地域の反発や、通学途中での性暴力被害などを恐れて娘を学校に送ることを断念する親も少なくありません。安全に使えるトイレや更衣室など、思春期の少女のニーズを充たす学校インフラが欠如していることや、学校の中でのセクシャル・ハラスメントや教員の差別的な言動も少女たちの足を学校から遠のかせる要因となっています。安価で衛生的な生理用品が手に入らないために、生理期間中は学校を休みがちになり、結果として授業についていけず、退学を余儀なくされている少女も少なくありません。紛争影響地域に住む少女や、障がいのある少女の教育の機会は特に大きく制限されています。

## 女性や少女の水汲み労働

家の外で水を汲まなくてはいけないところでは、その仕事は多くの場合、女性や少女の仕事です。水汲みは肉体的につらい仕事であるとともに、水を求めて女性がひとけのない場所に行かなくてはならないこともあり、しばしば危険を伴います。また、水汲み労働によって、女性や少女は学校に行ったり、余暇を楽しんだりといった機会を奪われています。サブサハラアフリカの25カ国の女性が水汲み労働に費やす時間は、合計で一日あたり1,600万時間にも及んでいます<sup>9</sup>。



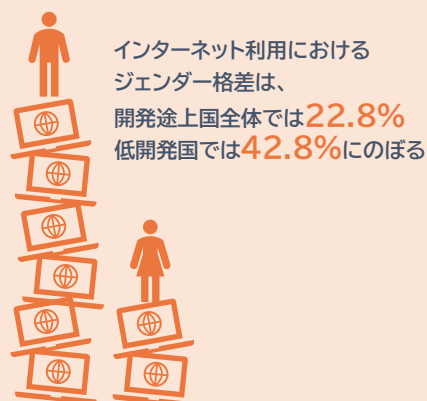
Photo: JICA/Shinichi Kuno



UN Women (2016) "SDG6: Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all" を基にJICA作成

## COVID19下の女子教育

2019年末から世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によって、少女たちの教育の機会は大きなリスクにさらされました。感染症が拡大する中、多くの学校や教育施設が一時閉鎖を余儀なくされ、子どもは家庭内での学習を進めていくことが必要となりました。しかし、少女の肩には水や燃料の確保、弟や妹の世話などの無償の家事・ケア労働<sup>10</sup>の負担が重くのしかかり、少女の自宅学習は妨げられがちでした。ICT技術を活用した遠隔教育が進められても、インターネットやパソコンへのアクセスが制限される中、少女たちの学習の継続は困難となりました<sup>11</sup>。また、経済の停滞により貧困が進む中で、学校が再開されても男子生徒に比較して女子生徒は復学できない傾向もみられました。



International Telecommunication Union (2019) "Measuring digital development facts and figures" を基にJICA作成



## 望まない結婚や妊娠をさせられ、健康や生命が脅かされている

学ぶ機会を奪われた少女の多くが、10代での結婚と妊娠・出産を強いられています。世界では7億5千万人の少女が18歳未満での結婚を強いられています。そのうちの3人に1人（2億5千万人）が15歳未満の少女です<sup>12</sup>。女性や少女は交換できる財産とみなされ、特に農村地域に住む貧しい少女が、若くして結婚を強いられ、早期の妊娠と出産を経験しています。

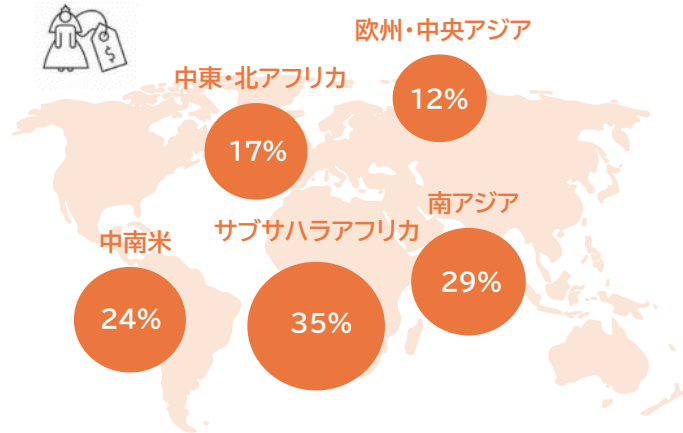
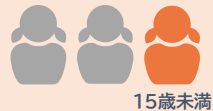
多くの途上国では、男児を生むことが女性の大事な役割とされており、女性は息子を生むまで、あるいは多くの息子を産むまで連続した妊娠と出産を続けるのが一般的です。しかしながら、身体が十分に成長しきれておらず、慢性的な栄養不足でもある中、妊娠や出産を繰り返すことによって、命を落とす少女も少なくありません。世界全体では、毎日約810人の女性が、妊娠と出産の際に通常なら防ぐことができる原因で死亡していますが、そのうちの94%は開発途上国に住む女性や少女です<sup>13</sup>。また、妊娠や出産時の疾病や合併症、医療事故による後遺症に長期にわたって苦しんでいる女性や少女も少なくありません。

### 児童婚の現状

18歳未満で結婚する少女



このうち  
3人に1人は  
15歳未満で結婚  
させられている



20～24歳の女性に占める児童婚の割合

UNIEF(2017)“Ending child marriage – Progress and Prospects –”を基にJICA作成

女性にサービスを提供するクリニックや病院は増加しつつあります。しかしながら、安価に利用できる公共交通や道路などのインフラの不備によって医療施設にたどり着くことができず、手遅れになり命を落としてしまう女性も少なくありません。また、多くの女性が、家庭や地域の中で、権利の主体としては認められず、自分の考えに基づいて行動することが許されないために、自分や娘が病気になっても、夫や家族に「女は病院に行かなくてもいい」「妊娠や出産は病気ではない」などと言われて、自分や娘に対して医療処置を求めることができない場合もあります。また、現代的な避妊方法を含め、女性や少女が自分の性や身体、妊娠や出産、人工妊娠中絶に関する情報を入手するのが難しく、多くの場合、子どもを産むかどうか、何人産むか、いつ産むかといった決定権がありません。このように、自身の身体や健康に関する決定権をもていないことも、女性や少女たちの命と健康を脅かす大きな要因の一つになっています<sup>14</sup>。

### 避妊に必要な手段や避妊具へのアクセス

2020年までに、15～19歳の少女が避妊に必要な手段や安全な避妊具にアクセスできる割合は、全世界で60%までに増加しました。しかし、未だに40%の少女がこうした手段や避妊具にアクセスできていません<sup>15</sup>。開発途上国においては、出産年齢にある2億1,400万人の女性が妊娠を回避したいと思っているものの、必要な情報や安全な避妊具にアクセスできていないのが現状です<sup>16</sup>。また、毎年、320万人の少女が、安全でない人工妊娠中絶を受けています<sup>17</sup>。

開発途上国では

**2億1,400万人の女性**が  
避妊に必要な情報や安全な手段、  
避妊具にアクセスできない



**毎年320万人の少女**が  
安全でない人工妊娠中絶を受けている

### 女性の栄養不足や健康被害

開発途上国の貧しい家では、女性の食事は男性より後回しにされ、女性は子どもの頃から十分な栄養を与えられず、慢性的な栄養不足の状態にある場合も少なくありません。栄養不足によって女性や少女は結核などの感染症にも脆弱になっています。また、サブサハラアフリカや大洋州では、86%の世帯が家事に薪、炭、牛糞、石炭などを燃料として使用していますが、これらの燃料が、換気が十分でない調理場所で熱効率の悪い調理器具と共に使用されることで、室内空気汚染を引き起こし、家事を担う女性や少女の健康にも大きな影響をもたらしています。開発途上国の女性たちの慢性閉塞性肺疾患や、肺がんなどの非感染症疾患の原因の一つに女性たちの無償の家事・ケア労働の環境の悪さが挙げられています<sup>18</sup>。

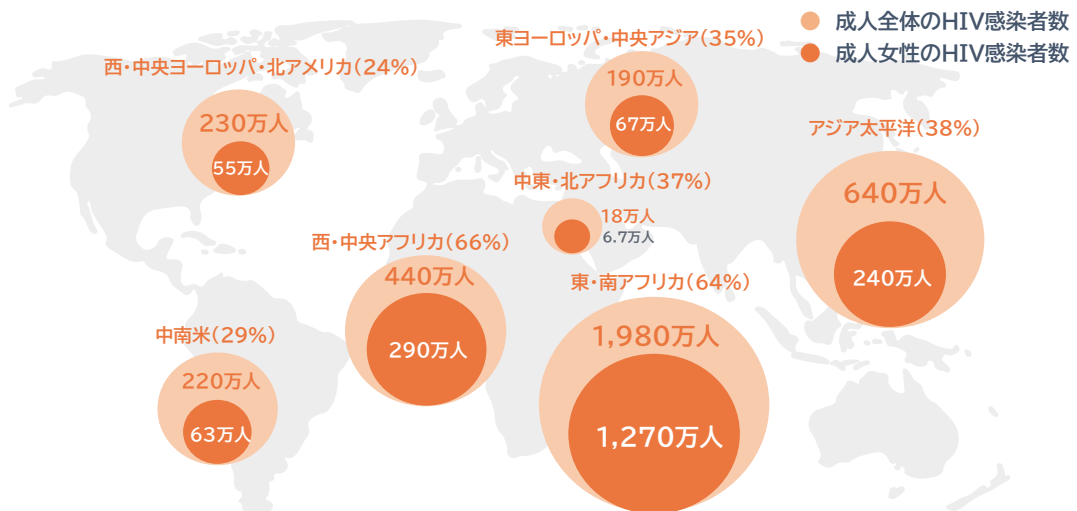


Photo: JICA / Osamu Funao

避妊、妊娠、出産、人工妊娠中絶などの命の再生産に関する情報に十分にアクセスできず、自身の身体や健康に関する自己決定権をもてないことで、女性や少女はHIV/エイズや性感染症にも脆弱な状況へと追いやられています。多くの場合、幼くして結婚をさせられた途上国の貧困女性は複数の相手との性交渉をもった夫やパートナーとの性交渉を拒むことができません。また、コンドームを入手したり、男性にその使用を求めるなどして、感染リスクの高い行動を自分の意志で回避することも困難です。また、感染した場合も、女性の処女性や貞節を重視する社会においては、周囲の目が気になり、女性たちは性感染症にかかる検査や医療サービスを容易に受けることができません。こうした中、多くの女性や少女の命と健康が危険にさらされています。

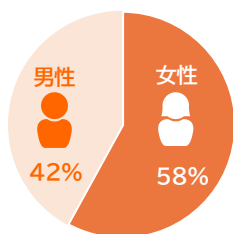
### HIV/AIDSの感染者

女性の性と生殖に関する自己決定権が低い地域で**女性の感染率が高い**



HIV/AIDS感染者に占める女性の割合

若年層(15~24歳)の新規HIV/AIDS感染者の割合



性行為の強要や暴力によっても女性たちの感染が拡大している

ウガンダの女性の死因第一は子宮頸がん



子宮頸がんが判明する女性の10人に8人は既に末期の状態



にもかかわらず、検査受診率は5%以下

(上) UN AIDS (2022) "Regional factsheets"; UNAIDS, AIDSINFO <https://aidsinfo.unaids.org/>を基にJICA作成  
 (左下): ibid.  
 (右下): JOICFP(2022) <https://www.joicfp.or.jp/jpn/column/hpv-hiv-in-uganda/>を基にJICA作成

## 女性の3人に1人がジェンダーに基づく暴力を経験している

女性や少女は性暴力や虐待、ドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな暴力も経験しています。世界の女性の3人に1人が身体的・性的暴力を経験していますが、こうした暴力を女性たちは見知らぬ他人からだけではなく、配偶者や交際相手、家族などの近親者からも受けています<sup>19</sup>。途上国における被害は特に深刻であり、南アジアでは35%、サハラ以南のアフリカでは33%、東南アジアでは21%に上る女性や少女が「親密なパートナーからの暴力」(Intimate Partner Violence: IPV)を経験しています<sup>20</sup>。

また、女性や少女は人身取引の標的にもなっています。米務省の統計では、年間80万人が国境を超えて人身取引されていますが、その70%を女性や少女が占めており、これらの被害者の多くが営利的な性的搾取を受けています<sup>21</sup>。例えばネパールでは、毎年10歳から20歳までの約5,000~12,000人の女性や少女が人身取引されていますが、そのうち75%が売春を強要する目的でインドなどに売買されていると推計されています<sup>22</sup>。貧困家庭の親が生活のために娘を売ることを地域や社会が容認し、家族のために犠牲になるのは娘の義務と考える風潮があることも人身取引を助長する背景の一つとなっています。

その他、持参金殺人、女性性器切除(FGM<sup>23</sup>)、出産前の性別選定による女児の人工妊娠中絶や女児殺し、誘拐婚や交換結婚、寡婦に対する行動制限、債務奴隷(ネパールのカムラリ等)など、地域や国の「有害な慣行」(harmful practice)による暴力の事例も後を絶ちません。例えば、インドでは十分な持参金・財(ダウリー)を準備できなかったことを理由にして年間約8,000人の女性が死亡しています<sup>24</sup>。中東や南アジアでは、性暴力の被害を受けた女性や、婚姻前に男性と関わりをもった女性などが、「家の恥」として家族によって殺害される「名誉殺人」も後を絶ちません<sup>25</sup>。アフリカや中東諸国、アジア地域においては、女性の性的振る舞いを制御することを目的として、女性の外性器の一部あるいは全部を切除する「女性性器切除」(FGM)などの慣習も残っており、これまで世界の31カ国で2億人以上の女性や少女がFGMの犠牲になるとともに深刻な健康被害を被っています<sup>26</sup>。また、近年では、ICTの普及によって、女性や少女に対するオンライン上でのデジタル暴力やハラスメントも深刻な課題となっています。

### ジェンダーに基づく暴力とは何か？

「女性らしさ」や「男性らしさ」といった社会文化的に構築された性役割や社会規範を背景にして女性に、そして「男性らしくない」男性に対して振るわれる暴力を総称して「ジェンダーに基づく暴力」と言います。ジェンダーに基づく暴力(SGBV)は、被害に遭った女性や少女、「LGBT」の人々の人権や安全を脅かすのみならず、その子どもや家族をも長きにわたって苦しめ、貧困の連鎖を引き起こしています。SGBV被害によるダメージや損失は、国家の医療や法的な費用の増加や、女性の労働生産性の低下などを含め、GDPの1.2%から3.7%に相当するとも言われています<sup>27</sup>。また、世界全体の損失額に換算すると、年間で1.5兆ドルに上るとも試算されています<sup>28</sup>。

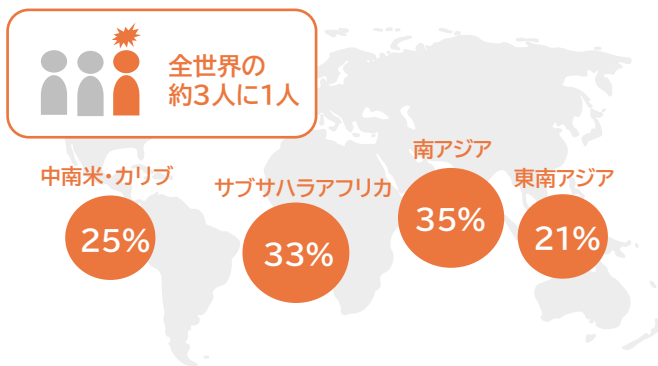
SGBV被害による  
世界全体の損失額は  
年間**1.5兆ドル**

GDPの  
**1.2%~3.7%**  
に相当



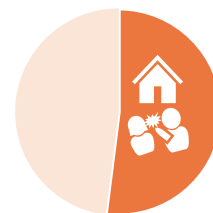
DVや性暴力、人身取引や児童婚等は、紛争やテロ、自然災害など、社会が混乱し、経済的な困窮が進む緊急時には一層増加する傾向にあります。2020年以降、世界的大流行(パンデミック)となった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)下においても、外出制限や都市封鎖(ロックダウン)が続く中、多くの国や地域で、夫や交際相手、家族からのDVが、前年度比で平均30%も増加しました<sup>29</sup>。また、性暴力被害によるものを含め、女性や少女の意図しない妊娠や出産が大幅に増加したことも報告されています<sup>30</sup>。紛争下や避難のさなかにある女性や少女は特に性暴力や人身取引、児童婚、誘拐結婚に対して脆弱な状態に置かれています。

生涯でIPVを経験したことがある女性や少女(15~49歳)の割合



WHO(2021) "Violence against women prevalence estimates, 2018" P. Ⅷを基にJICA作成

2018年に殺害された世界の女性



2018年に殺害された女性のうち約半数以上が配偶者や交際相手、家族によるものだった

UNODC (2019) "Global study on homicide: gender-related killing of women and girls", p.10を基にJICA作成

難民や移住女性労働者の経験



Photo: JICA/Kojiro Kurahashi

迫害、紛争、暴力のために故郷から逃れることを余儀なくされた難民・国内避難民・移民女性はジェンダーに基づく暴力の高いリスクにさらされています。移民女性や少女の60%が、国外へ脱出するために危険なルートを移動している間に、武装犯罪集団や密入国あっせん業者、地元民による性暴力の被害にあっているともいわれます<sup>31</sup>。また、十分な照明や女性専用の空間がない過密状態のキャンプなどでの被害も多発しています。ロヒンギアの避難民・移民女性たちも例外ではありません。女性であり、無国籍者であり、民族

宗教的マイノリティーであるという立場から、ロヒンギア的女性や少女は、性暴力や人身取引、児童婚、誘拐や強制結婚などのさまざまなジェンダーに基づく暴力(Sexual and Gender Based Violence: SGBV)のリスクにさらされています。彼女たちは、しばしば「ラム(子羊)」と呼ばれ、マレーシア男性の花嫁として売られています。場合によっては、タイ人の男性が、愛人として買うケースもあります。しかしながら、女性は被害を受けても、通報もできず、何の医療手段も法的保護も受けられない場合がほとんどです<sup>32</sup>。

### 女性器切除(FGM)のリスク

年間で推定400万人以上の少女がFGM被害のリスクにさらされています<sup>33</sup>。FGMが行われる理由はさまざまですが、多くの場合、「女性の純潔を守る」ことを名目に実施されています。FGMを行っていない女性は「心しだら」であり「結婚できない」と見なされる中、自身の娘に施術をさせる親は後を絶ちません。

FGMの施術をすると、地域の有力者から現金や生活用品などの景品が与えられるといった風習もある中、貧困家庭では家計を助けるために施術を受ける少女もいます。一方、不衛生な環境下で麻酔も処置後の薬もなく施術されるため、出血多量で死亡したり、後遺症が残る少女は後を絶ちません。使用するナイフは使いまわされることから、HIV/AIDS感染のリスクも多大です。FGMの施術後、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、不安感、抑うつ症状に悩む女性や少女も多いと言われています<sup>34</sup>。

FGM被害のリスクに  
さらされている少女は  
年間**400万人**以上

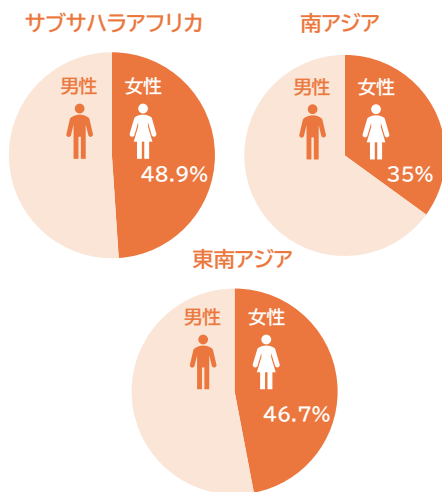




## 女性たちは生計維持や地域の経済発展に貢献している。 しかし経済的に自立する機会が限られている

ジェンダーに基づく固定観念や差別によって、女性たちは厳しい現実を生きています。しかしながら、女性や少女は無力な存在ではありません。また、ただ脆弱に生きているわけでもありません。開発途上国の多くの女性たちは、実際には働き、世帯の生計維持や地域の経済発展に大きな貢献をしています。低所得国では、女性が農業労働力の48%を占めるなど、女性は農業生産、地域や世帯の食料の安全保障、農村経済の発展に大きな役割を果たしています<sup>35</sup>。また、都市部でも中小規模のビジネスをしたり、観光業やホテル、レストラン、美容師やテーラーなどのサービス産業に従事したり、あるいはグローバル企業のブランド製品をつくる縫製工場などの製造業に従事し、家計や地域の経済に大きく貢献しています。

### 農業労働力に占める女性の割合



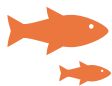
FAO (2015) "The State of Food and Agriculture Social protection and agriculture: breaking the cycle of rural poverty" を基にJICA作成



Photo: JICA/Shinichi Kuno

パルダ(男女隔離)の社会規範が根強いイスラムの農村社会においても、女性は、家畜の世話や自給用の食料生産、加工品の製造や販売などに活発に従事している。

### 漁業労働力に占める女性の割合



世界で漁業に従事する労働人口(1億2,000万人)のうち、**女性が47%**を占める<sup>36</sup>

女性は男性に比べて、水産加工や販売といった漁獲後の作業に多く従事している



タンザニアでは、海藻養殖の労働力のうち、**女性が80%**を占めている<sup>37</sup>



しかしながら、多くの国や地域において、女性の雇用や就業の機会は大きく限られるとともに、労働市場において女性は男性と比べて相対的に安い労働力として扱われ、女性の経済的な自立は大きく阻まれているのが現状です。女性の教育や職業訓練の機会、情報へのアクセスが限られるとともに、家事や育児、高齢者や病人の介護、地域の清掃やごみ処理といった長時間の「無償の家事・ケア労働」の負担が、女性の正規労働への就業や雇用機会へのアクセスを大きく阻んでいます。また、採用する側の意識を含め、市場や社会のさまざまな制度や慣行に潜むジェンダーに基づく偏見や差別も、女性の労働参加を大きく阻んでいます。実際に、フォーマルセクターにおける就労率は、男性が労働力人口の74.2%であるのに対し、女性の場合は47.2%に留まっています<sup>38</sup>。

こうした中、女性の多くは低賃金で不安定な非正規雇用、もしくはインフォーマル・セクター<sup>39</sup>での労働に従事しているのが現状です。サブサハラアフリカでは労働力人口にある女性の89%が、また南アジアでは95%の女性が非正規労働者であり、派遣や契約、日雇い、アルバイトといった非正規労働や、インフォーマル・セクターでの小規模な自営業や家族労働、家事労働(ハウスマイドなど)、出稼ぎ労働など、雇用条件や労働環境もあまり良いものとはいえない不安定で安全ではない低賃金労働に従事しています<sup>40</sup>。こうした女性たちは、労働の場での差別や搾取を経験しがちであると同時に、紛争、災害、感染症、経済危機など、社会が危機的な状況に陥ると真っ先に解雇されたり、減俸されるなどの経済的な打撃を受けています。

### 無償の家事・ケア労働の負担

家事や子育て、病人や高齢者の介護といった無償の家事・ケア労働は、どの国においても社会や経済を維持していくために不可欠な労働です。そしてどの国も例外なく、この労働の主な担い手は女性や少女です。世界的にみても、無償労働の75%は女性が担っています。男性が無償の家事・ケア労働に費やす時間は一日に1時間23分であるのに対し、女性は4時間25分と、男性の3.2倍の時間を費やしています<sup>41</sup>。電気や飲料水、道路等のインフラが整備されていない農村地域で生活する女性にとっては、家の掃除や料理、洗濯、水汲み、薪集め、家畜の世話なども過酷な労働となっています。



ILO (2018) "The Unpaid Care Work and the Labor Market. An analysis of time use data based on the latest World Compilation of Time-use Survey"を基にJICA作成

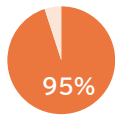
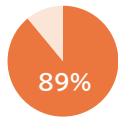


### インフォーマルセクターの労働者に占める女性の割合

サブサハラアフリカでは、労働力人口にある女性の89%が、また南アジアでは95%の女性が、インフォーマルセクターでの労働に従事している。

サブサハラアフリカ

南アジア



インフォーマルセクターの労働者に占める女性の割合

UN Women (2016)を基にJICA作成



Photo: JICA/ Akio Iizuka

また、土地や財産の所有権や相続権、農業生産に必要な種子や肥料、農業機械や技術などの各種投入財やそれらの普及に向けたサービス、通信手段、生産組合や金融へのアクセスにおいて依然としてジェンダー格差が残り、女性の起業や生産活動は大きく阻まれています。女性は農業生産にも大きな貢献をしています。ケニアの小規模農家においては、生産労働の70%を女性たちが担っています<sup>42</sup>。しかしながら、多くの場合、世帯で得られた収入の管理や支出にかかる意思決定権は男性が保有しており、女性が家計収入に直接アクセスすることができません。そのため、女性は食料や子どもの教育、自らの交際費などに必要な資金を補充するために、賃金労働者として働きに出たり、キッチンガーデンと呼ばれる小さなプロットを使って伝統的な作物を栽培・販売したりして、自分で使い方を決めることができるわずかな収入を得て、必要な経費を賄っているのが現状です。

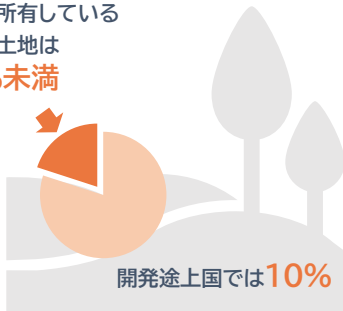
教育や情報へのアクセスが限られ、担保となる土地や財産を持たない中では、資金や金融サービスへのアクセスも限られ、女性の起業やビジネスの実践や拡大も大きく阻まれています。開発途上国における中小企業に占める女性事業主の割合は20%を下回っています<sup>43</sup>。また、これらの女性起業主の70%が、「女性である」という社会的偏見もさることながら、自分名義の土地や財産など、担保や保証が確保できないために、正規の金融サービスを受けることができていません<sup>44</sup>。無償の家事・ケア労働の負担や情報や知識、人的ネットワークの機会が限られることから、男性企業家と比べるとビジネスを拡大させていくことが困難な状況に置かれています。

**「働いていない女性など一人も存在しない。  
存在するのは、報酬をもらえずに働く女性だ」**

キャロライン・クリアド＝ベレス  
(ジャーナリスト)

## 土地の所有

女性が所有している  
世界の土地は  
20%未満



World Economic Forum (2020) "Global Gender Gap Report 2020"を  
基にJICA作成

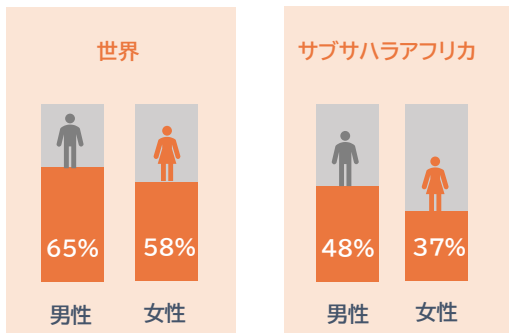
## 農業普及サービスへのアクセス

女性農家が受けられる  
農業普及サービスは  
5%に留まる



FAO (2015) "Women, agriculture and food security"を基にJICA作成

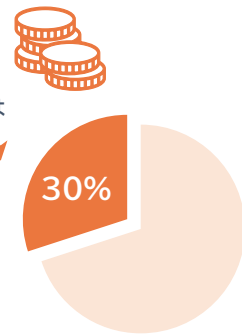
## 銀行口座の保有率



Alliance for Financial Inclusion (2017) "Bridging the gender gap:  
promoting women's financial inclusion"及びHanan Morsy (2020)  
"Access to Finance: Why Aren't Women Leaning In?", Finance &  
Development, Vol. 57 を基にJICA作成

## 金融サービスへのアクセス

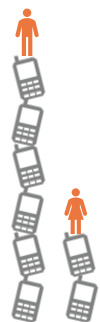
女性中小企業家で  
金融サービスに  
アクセスできる割合は  
30%に留まる



The Global Markets Institute (2014) "Giving credit where it is  
due: How closing the credit gap for women-owned SMEs can  
drive global growth"を基にJICA作成

## 携帯電話所有率におけるジェンダー格差

携帯電話は農業機械や技術等の普及サービスや市場情報の入手、他の農民とのネットワーク形成に向けて重要なツールです。しかしながら、男性に比べて女性の携帯電話所有率は低く、ジェンダー格差があります。



### 携帯電話とスマートフォンの所有率におけるジェンダー格差

	携帯電話	スマートフォン
サブサハラアフリカ	13%	37%
南アジア	23%	51%

スマートフォンではジェンダー格差がより大きい



Photo: Chiyo Mamiya

GSM Association (2020) "The Mobile Gender Gap Report"を基にJICA作成

## 能力を発揮する機会や自己実現の機会が奪われている

近年、世界では、都市部を中心に、高等教育に進学し、正規に就労して活躍する女性も少しずつ増えてきています。しかし、女性はその能力を十分に発揮する機会を得られていません。多くの場合、女性の仕事は、事務や接客、または単純作業などの限られた範囲の職種や業種に留まっています。過去20年の間で、高等教育に進学する女性の数は増加してきています。しかしながら、「専門職」や「技術者」といった高賃金の職業につく女性の数は限られています。特にイノベーションや持続的発展に必要なインフラや科学技術分野の技術職に占める女性の割合は低く、全世界の科学・技術・工学・数学 (Science, Technology, Engineering and Mathematics: STEM) 分野の研究を選択している女子生徒は全体の約30%に留まります<sup>45</sup>。

### STEM領域におけるジェンダー格差

AIやデータサイエンスに関わる技術職のうち、女性が占める割合は26%に留まります<sup>46</sup>。STEM領域の能力に男女差がないことは既にさまざまな科学研究でも確認されています。しかし、学校のカリキュラム、教科書や教材、教員や保護者の言動、メディアによる情報を通して、固定的な性別役割やステレオタイプが社会に広く浸透している中、少女たち自身が、幼い頃から固定的な性別役割や社会の期待を内面化し、STEM領域における学習や進学意欲をそがれてしまっている場合も少なくありません。STEM分野の産業や学界における女性の技術者・研究者を含め、同分野にロールモデルとなる存在が欠如していることも、STEM領域における女子の学力や進学意欲を十分に引き出せていない要因として指摘されています。



Photo: JICA/Shinichi Kuno

## AIとジェンダー

男性優位のテクノロジー業界には、ジェンダー中立といいながらも、実は男性向けの製品が溢れています。また、近年の情報化や技術革新もジェンダーに基づく性役割や性差別を一層拡大する懸念があります。例えば、SiriやAlexaなどのAIの日本語音声アシスタントの多くが女性です。ここには、「アシスタント/受付=女性」という先入観が反映されています。AI音声は、いつでも従順で礼儀正しく手助けをしてくれる一方、的外れな答えを繰り返すこともあります。これらがそのまま女性のイメージになり、「女性は従順だが、賢くない」という先入観を定着させる懸念もあります。「命令するだけで利用できる」「不当な扱いでも我慢する」という偏見や意識への刷り込みが助長され、女性に差別的な意識や行動が拡大することも危惧されています<sup>47</sup>。

また、AIは大量のデータを元に結果を自動計算するシステムですが、元となるデータが偏っているとAIの回答も偏ります。スタンフォード大学の研究は「グーグル翻訳(google translate)」や「シストラン(systran)」などの翻訳ソフトは、「教授」を男性形で示し、「看護師」については女性形で示すことを指摘しています<sup>48</sup>。また、「コンピューター・プログラマー」という用語も、女性より男性に関連づける傾向があり、そのデータセットで訓練されたプログラムで情報を検索すると、女性プログラマーのウェブサイトよりも、男性プログラマーのウェブサイトの方を関連性が高いと判断する傾向が高くなるなど、男性中心のアルゴリズムのせいで女性は仕事のチャンスを獲得できない可能性がある指摘されています<sup>49</sup>。今後、AIによって、多くのサービスの自動化が進むことが予想されますが、AIを活用したあらゆるサービスが既存の男性を優位とする偏ったアルゴリズムの影響を受け、女性の生活に不利益をもたらす可能性があることに留意が必要です。



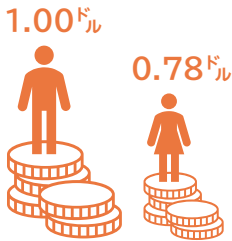




同一価値の労働に対して、女性の賃金が男性よりも低く設定されている国や地域、企業や組織も存在しています。出産や育児、介護などの家庭責任のために、退職を余儀なくされたり、断続的な就業パターンに追い込まれることによって、能力開発や昇進の機会が阻まれている女性も少なくありません。職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、女性が継続的に仕事を進め、職場での能力を発揮する上での大きな障害となっています。こうした中、男女間の賃金格差は世界平均で22%に及ぶとともに、生涯稼得所得の格差も拡大しています<sup>50</sup>。

世界全体の男性の所得に対する女性の所得

世界では、男性の所得に対し、女性の所得は **22%少ない**

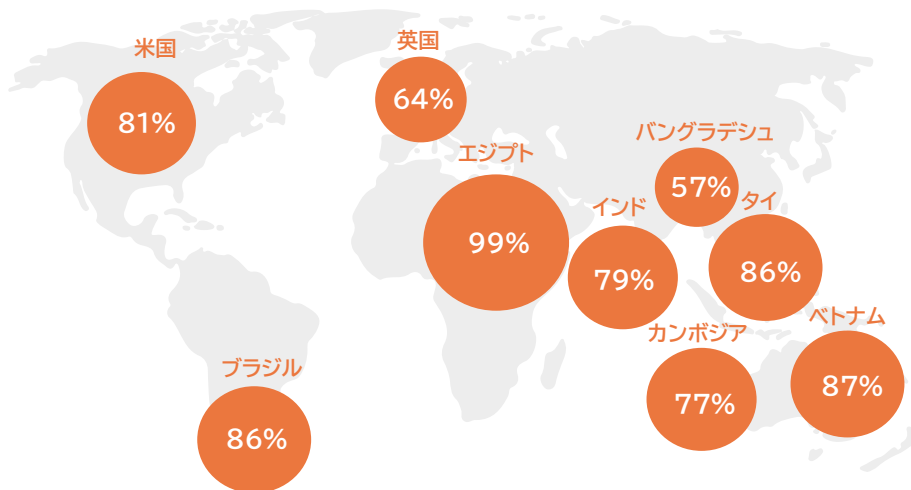


ILO(2018) "Global Wage Report 2018/2019: What lies behind gender pay gaps"を基にJICA作成



Photo: JICA / Makiko Kubota

職場や公共の場でセクシャル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合



UN Women (2013) <https://edition.cnn.com/2017/11/25/health/sexual-harassment-violence-abuse-global-levels/index.html> ; <https://www.actionaid.org.uk/our-work/vawg/sexual-harassment> を基にJICA作成

## 意思決定への平等な参加が阻まれている

女性や少女は、働いて家族の生活や地域の経済に貢献するのみならず、地域の平和や安全、健康と福祉の向上に向けたさまざまな運動や活動も担ってきています。地域の最前線で医療や介護を担っているのは女性です。教員、DVや性暴力の相談員、児童相談所や介護施設のソーシャルワーカー、行政官や警察官、研究者として、また市民団体の職員やボランティアとして男性とともに、地域の平和や開発に大きな貢献をしています。また、多くの国で女性は紛争の予防や調停、解決に向けた取り組みや活動も進めています。

しかしながら、公的・私的な領域を問わず、女性は自らの生活に影響を及ぼす重要な決定がなされる場に、男性と平等に参加する機会をいまだに得ることができていません。国や地域レベルの和平交渉や防災や災害復興に関する重要な意思決定プロセスから女性は排除されがちです。また、国会、内閣、司法、地方自治体といった国・地方の主要な意思決定の場における女性の参画率も低いレベルに留まっています。2020年現在、世界の国会議員に占める女性の割合は25.5%に留まります<sup>51</sup>。

民間企業においても、意思決定権のあるポストや管理職に占める女性の割合は27.1%に留まります。また企業の経営層に占める女性の割合は全世界で29%にすぎません<sup>52</sup>。

### 紛争調停や解決に取り組む女性たち

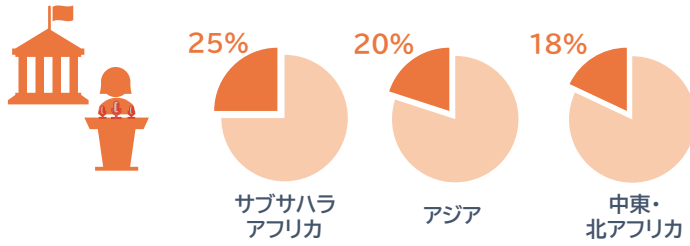
スーダンやスリランカでは、闘う民族同士の女性が平和を促進するための取り組みを草の根で推進してきました。過去40年以上にわたって武力紛争が展開され、地域の人々の暮らしは深刻な打撃を受けてきたフィリピン南部のミンダナオ島南西部でも、女性がネットワークを強化しながら、和平紛争の予防や早期警報、和解と調停に向けた活動に取り組んできました。家族間の借金をめぐり、互いに武装グループを巻き込むまでに発展した地域の紛争を解決するために、女性は行政や軍関係者との調整を行い、紛争当事者のそれぞれの要求を聞くための会合や、打開策や合意を形成するための会合を準備・開催し、男性による紛争の調停や和解を促進してきました<sup>53</sup>。



Photo: JICA / Nami Takashi

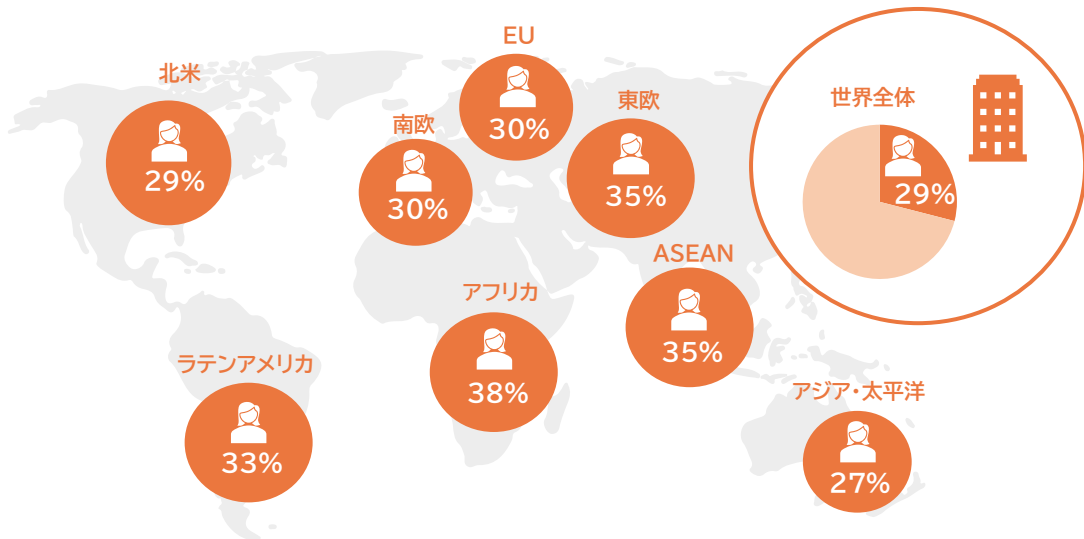


国会議員に占める女性の割合



出典: UN Women(2020) "Women in Politics"を基にJICA作成

民間企業の管理職に占める女性の割合



Grant Thornton "Women in Business 2020: Putting the Blueprint into Action" (2020), p. 4を基にJICA作成

世界の医療・介護従事者

世界の医療・介護従事者の約70%が女性であるものの、医療関係機関のトップの73%は男性である



世界の医療・介護従事者の  
約70%が女性



医療機関のトップの  
73%は男性

Harman S Ebola(2016) "Gender and consciously invisible women in global health governance", Third World Quart 37:524-41; "The Global Health 50/50 Report(2020) "Power, Privilege and Priorities"を基にJICA作成

## 女性たちの属性やその交差性による経験の違いや多様性

女性や少女が経験するジェンダーに基づく差別や偏見、格差の諸相や程度は、国や地域によって異なります。また同じ国や地域でも、宗教や年齢、民族、教育レベル、都市部や農村部などの居住地、性的指向と性自認、社会・経済的階級、難民・国内避難民、国際移住労働者(国際家事労働者)などの属性やその交差性(Intersectionality)<sup>54</sup>の違いによって、女性たちは多様な差別や偏見、暴力を経験しています。女性は、必ずしも均質で画一的な一つの社会集団(グループ)ではありません。しかしながら、程度の差や経験の違いはあっても、階層的で不平等なジェンダー秩序(序列)が社会のさまざまな制度や関係性の中に構造的に埋め込まれ、男性性を基準とする価値尺度が支配している社会では、世界の多くの女性や少女は、「女性」というそのジェンダーによって、人生のさまざまな選択肢や行動を制限され、差別や暴力を経験しています。

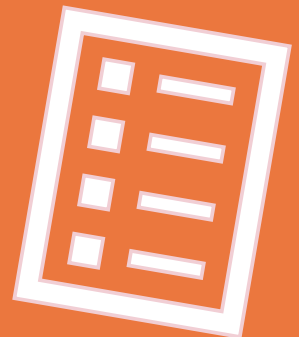


Photo: JICA / Kojiro Kurahashi

# PART 2

## ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現

- 必要なアクション -









## Part 2

### ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現 -必要なアクション-

#### 国際的な議論の変遷と位置づけ

開発協力の歴史の中で、女性や少女をとりまく現状が注目されるようになったのは1970年代に入ってからです。それまでの開発政策は、高度経済成長モデルに基づくものが主流であり、経済が成長すればおのずと貧困が解消され、女性にも自然波及的にその恩恵がもたらされると考えられていました。しかし、実際には男性中心に進められた経済開発は女性に公正な便益をもたらさず、時に負の影響が及んでいることが次第に明らかになりました。例えば、実際には女性が農業生産に重要な役割を果たしているにも関わらず、そうした女性の役割や貢献が認識されずに開発が進められた結果、女性の経済機会が奪われたり、自立が妨げられ、女性の地位が低下して、男女間の格差がより一層拡大するという現象が生じました。

こうした中、1975年にメキシコシティで開催された第一回世界女性会議を契機に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた取り組みの重要性が強く提唱されていきます。現在、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、国際社会における喫緊で重要な取り組み課題として位置づけられています。

2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも、ゴール5として「ジェンダー平等及びすべての女性・少女のエンパワメントを達成すること」が国際社会共通の「持続可能な開発目標」(SDGs)として掲げられています。また、ジェンダー平等と女性・少女のエンパワメントに向けた取り組みは、すべてのSDGsの開発目標の達成においても必要不可欠な取り組みとして認識されています。

## SDGsのゴール5のターゲットと指標

ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを実現する			
ターゲット		指標	
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	5.1	ジェンダー平等と差別撤廃を促進・実施・モニタリングするための法的枠組みの有無
5.2	人身取引や性的搾取を含むあらゆる種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を撤廃する。	5.2.1	現在までにパートナーがいた15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在または以前の親密なパートナーから身体的／性的／精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、年齢別)
		5.2.2	過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合(年齢、発生場所別)
5.3	児童婚、早期結婚、強制結婚及び女性性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	5.3.1	15歳未満あるいは18歳未満で法律婚あるいは事実婚をした20～24歳の女性の割合
		5.3.2	女性性器切除を受けた15歳～49歳の少女や女性の割合(年齢別)
5.4	公共サービス／インフラ／社会保障政策の提供や、各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担の推進により、育児・介護や家事等の無償労働を認識し尊重する。	5.4.1	育児・介護や家事等の無償労働に費やす時間の割合(性、年齢、場所別)
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	5.5.1	国会及び地方議会において女性が占める議席の割合
		5.5.2	管理職に占める女性の割合
5.6	国際人口開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に基づき、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	5.6.1	性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、必要な情報を得て意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合
		5.6.2	15歳以上の男女に対し、性と生殖に関する健康についてのケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数
5.a	女性が経済的資源に対する平等の権利を得るとともに、土地・その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源を所有・管理できるよう、各国法に基づき改革を行う。	5.a.1	(a)総農業人口における、農地の所有権又はその他の農地に関する権利を有する総農業人口の割合(性別)
			(b)農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別)
		5.a.2	土地所有及び／又は管理に関する女性の平等な権利を保障する法的枠組み(慣習法を含む)を有する国の割合
5.b	女性のエンパワメント促進のため、実現技術、特に情報通信技術(ICT)の活用を強化する。	5.b.1	携帯電話を所有する個人の割合(性別)
5.c	ジェンダー平等の推進と、全ての女性及び女子のあらゆるレベルにおけるエンパワメントのための適正な政策及び拘束力のある法律を導入・強化する。	5.c.1	ジェンダー平等及び女性のエンパワメントを目的とした公的資金のトラッキングや配分に関するシステムを有する国の割合

## 取り組みの潮流 - ジェンダー主流化 -

現在、国際社会では、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現のための有効な取り組み手法として、「ジェンダー主流化」の実践が強く推奨されてきています。ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現に向けた方法論とそのプロセスを示す用語です。具体的には、現在の不平等で差別的な社会構造の変革に向けて、あらゆる分野における政策や施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価、組織の運営に際して、性別役割分業の実態や社会における男性と女性の力関係によって生じるジェンダー課題やニーズ、インパクトを明らかにし、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った取り組みを実施していくことを意味しています。

女性や少女をとりまく現状は、女性自身に問題があるから生じているものではありません。また、女性や少女に能力がないからでもありません。女性や少女が置かれた現状は、性別で人の行動を決めつける考え方や、男性を優位とするルールや社会の制度や仕組み、人々や社会の慣習や慣行によって生じているものです。つまり、これらの偏見や差別、不平等なジェンダー関係が社会の中に構造化されることによって生じている問題です。一見すると性差別とは無縁な、「ジェンダー中立的」(gender neutral)に見える社会の仕組みは、実際には男性に優位に働いていることが少なくありません。男性を基準とする考え方が社会の根幹として根強く残り、社会のさまざまな領域において女性の存在がかき消されてしまっている場合もあります。したがって、こうした現状を改善していくためには、社会のあらゆる領域におけるジェンダーの不平等な力関係を見直し、性差別的な法律や政策・制度、組織や地域社会のルールや慣習をジェンダー平等なものに是正していく取り組みを推進していくことが必要です。そして、女性が家庭や地域、社会で力をつけ、主体的に行動し、意思決定の場を含め全ての開発過程に参画していけるように支援することが重要です。現在、国際協力においては、ジェンダー主流化の実践を強化し、ジェンダー平等な社会変革に向けた取り組みを進めていくことが強く求められています。

*必要なのは、広範囲に及ぶ社会変革の追求。  
社会のあらゆる領域における法律や政策・施策・制度、  
組織や地域社会のルールや慣行を見直し、  
それらがジェンダー平等で格差を生じさせないものに是正していくこと。  
そして女性や少女のエンパワメントを進めていくこと。*

## **i** ジェンダー主流化

ジェンダー主流化という用語が初めて国際社会に登場したのは、1985年にナイロビで開催された第3回世界女性会議です。その後、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議にて採択された「北京行動綱領(The Beijing Platform for Action)」にこの用語が明記されたことを契機に、その概念が世界に急速に広まっていきました。

1970年から80年代にも、女性の生活や地位の向上に向けた取り組みは進められました。しかしながら、それらの多くの取り組みは、既存の男性優位な社会構造の中で、女性たちがよき「妻」や「母」としての役割を果たしていくための能力強化や、一部の女性が男性並みの資源や権力を得ていくことを後押しする取り組みや支援に留まり、従来社会における不平等なジェンダー関係や差別、権力構造を再生産し、強化してしまうという矛盾も内包していました。

こうした中、ジェンダー間の不平等な力関係を是正し、女性をとりまく現状を改善していくためには、社会における男女の不平等な力関係を見直し、固定的な性別役割分業や性差別的な制度や社会規範を変革していくことが不可欠であること、さらに女性が力をつけ、主体的に行動していくこと(エンパワメント)を支援することが必要であるという考え方(Gender and Development)が重視されるようになります。こうした考え方に基づく支援の「実践手法」として登場したのが「ジェンダー主流化」という概念です。ジェンダー主流化は、社会のあらゆる政策や施策、事業の立案・実施・評価に際し、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを推進する視点を取り入れることで、ジェンダー平等な社会を構築しようとする試みを示しています。



Photo: JICA / Sanae Numata

## JICAの基本方針と事業戦略

JICAは、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと、日本政府の開発協力大綱を基に、「人間の安全保障」と「質の高い成長」の実現を組織のビジョンとして掲げ、開発途上地域の人々に包括的な協力を迅速に実施することをその目標に掲げています。「人間の安全保障」とは、国家の枠を超えて、個人の生命や生活、尊厳や人権を保障する概念ですが、ジェンダー平等で公正な社会の実現は、女性や少女の生存や尊厳と人権を保障していく上で不可欠な取り組みです。また、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、持続的で質の高い成長の実現においても重要です。女性や少女に投資するとともに、ジェンダー平等な社会・経済システムを構築することで、女性が男性と平等に市場に参画できるようになり、世界の経済は大きく成長することがさまざまな研究や調査にて実証されています。また、女性の所得が向上することで消費や貯蓄が増加し、子どもの教育や家族の福祉が向上するなど、世帯の貧困削減、および持続可能な開発にも大きく寄与することが明らかになっています。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、一人ひとりの人間を中心に据え、多様な人々のエンパワメントと参画を通じたダイナミックな開発を目指すJICAの協力理念の具体化につながります。

JICAは「JICAグローバル・アジェンダ(JICAの課題別事業戦略)<sup>55</sup>」において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を20の事業戦略の一つとして掲げています。本事業戦略では、一人ひとりが、性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するために、2030年までにJICA事業の80%(案件ベース)を「ジェンダー案件<sup>56</sup>」とする数値目標を掲げています。また、JICAの研修・留学プログラムにおける女性の割合(人数ベース)も50%とすることを目指しています。

### JICAグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」

目的	JICAのあらゆる取り組みへのジェンダー主流化の推進を通じて、一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会を実現する。
指標	JICAのプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(定量指標):80%
	機構の研修・留学プログラムにおける女性の割合(定量指標):50%

女性や少女の声や経験に耳を傾け、その能力が地域や社会で十分に発揮されるように支援を進めていくことは、経済的かつ社会的合理性のある取り組みであり、公正でレジリエント、かつ持続可能な社会の実現につながります。また、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは経済開発や貧困削減、持続可能な開発においても有効な開発手段です。さらに、「ジェンダーの視点に立つ」とは、社会で「当たり前」とされていることが本当は誰の視点から創られているのかを再考察し、犠牲にされやすい人々の側から、社会の差別や抑圧の構造を明らかにすることでもあります。ジェンダーの視点に立った取り組みは、女性や少女のためだけでなく、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」支援にもつながります。JICAの協力においては、ジェンダー主流化を推進し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を主目的とするプログラムや事業の実施を推進するとともに、他の開発目標の実現に向けた取り組みにおいても、ジェンダーに基づく差別や格差を撤廃し、女性や少女のエンパワメントに向けた取り組みを推進していくことが必要です。

次項の「事業におけるジェンダー主流化の実践」では、事業へのジェンダー主流化を進めていくための具体的な取り組み手法や活動内容を紹介しています。JICA事業の立案や実施に際してぜひ活用してください。

### 戦略的な取り組みに向けて

#### ● 多様なスキームを通じた取り組み

JICAは資金協力から技術協力、ボランティア事業等のさまざまな支援スキームを有する世界最大級のバイドナー（二国間援助機関）です。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた取り組みにおいても、全スキームを対象として各事業におけるジェンダー主流化を推進すると同時に、各スキームを有機的に組み合わせた支援によって、支援の効率と効果の拡大をめざしていくことが必要です。

#### ● 多様なアクターとの連携強化

支援に際しては、他のドナーや、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進において専門的な知見をもつ国連機関や、開発金融機関、大学/研究機関、市民社会や女性NGO、民間企業等との連携やパートナーシップを強化して、効果的な支援を展開していくことが重要です。



## ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進 - 持続可能な開発への貢献 -



女兒が1年長く教育を受けると、その子が**将来得る収入が約10～20%増加**する。

World Bank(2018) "Returns to investment in Education", p.10



初等教育を部分的または修了した読み書き可能な女性の推定収入は、教育を受けたことがなく読み書きができない女性に比べ **19.3%高くなる**。高等教育の就学者は**96.6%**、大学および職業専門教育就学者になると**323.4%**も高くなる。

Quentin Wodon., Claudio Montenegro., Hoa Nhuyen., & Adenike Onagoruwa. (2018), "Missed Opportunities: The high cost of not educating girls", p.13



女性の経済的参加が男性と同等のレベルにまで拡大されることで、2025年までに**GDPが26%**(28兆ドル)**増加**する。

McKinsey Global Institute(2015) "The Power of Parity: How Advancing Women's Equality can add \$12 Trillion to Global Growth" P.30



ジェンダー不平等がもたらす女性の生涯所得の損失額の合計は**160.2兆ドル**に上っている。これは**世界のGDPの総額の約2倍に相当**する。ジェンダー平等の実現によって、世界の人的資本による**総資産額は21.7%増加**する。

World Bank (2018) "Unrealized Potential: The high cost of gender inequality in earnings"



ジェンダー平等と多様性の確保に向けた努力をした企業の成長率は、その他の企業と比べると**10～15%高い**。(70か国の13,000企業を調査した結果)

ILO (2019) "Women in Business and Management: The Business Case for Change"



男性と同等に農業資源にアクセスできるようになれば、**女性の農業生産は20～30%増加**する。これにより**途上国全体の農業生産が2.5～4%増加**するとともに、**世界の飢餓人数が12-17%減少**する。

FAO(2011) "The State of Food and Agriculture 2010-2011"

- マラウイでは、女性が男性と同等に農業資源にアクセスできれば、国全体の農業生産量が7.3%増加する。この結果、約24万人が貧困状態から抜け出すことができる。
- タンザニアでは、女性が男性と同等に農業資源にアクセスできれば、国全体の農業生産量が2%増加する。この結果、約8万人が貧困状態から抜け出すことができる。
- ウガンダでは、女性が男性と同等に農業資源にアクセスできれば、全体の農業生産量が2.8%増加する。この結果、約12万人が貧困状態から抜け出すことができる。

UN Women, UNDP, UNEP, and the World Bank Group (2015), The Cost of the Gender Gap in Agricultural Productivity in Malawi, Tanzania and Uganda, p.10



和平合意のプロセスに女性が参加すれば、**和平が15年以上継続する可能性が35%高まる**

O'Reilly M., O Suilleabhain A., & Paffenholz, T. (2015), "Reimagining Peacemaking: Women's Roles in Peace Processes (2015), pp.10-12

## 事業におけるジェンダー主流化の実践

### 基本の取り組み

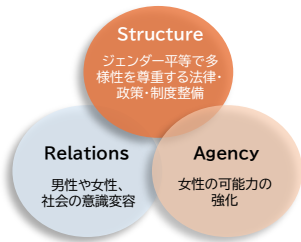
事業におけるジェンダー主流化は、ジェンダー視点からの解決すべき課題(ジェンダー課題)を明らかにする作業からはじまります。そして、そこで特定されたジェンダー課題を解決するための方策や活動を検討し、それらを実施していくことが事業におけるジェンダー主流化の基本的な取り組みです。具体的には、いずれの事業においても以下のプロセスに基づいて取り組みを進めていくことが必要となります。

事業におけるジェンダー主流化 基本の取り組み	
事業サイクル	基本プロセス
計画・立案	<b>Action1.</b> 社会・ジェンダー分析調査の実施(ジェンダー課題とニーズの把握) <ul style="list-style-type: none"><li>対象地域において、事業の受益者となる人々が異なる性別(男女等)ごとに、どのような社会・行動規範を持ち、それに基づいてどのような生活・行動をしているか</li><li>その結果としてどのような課題に直面しているか</li><li>当該国・対象分野のジェンダーに関連した政策・体制はどのようなものか</li></ul>
	<b>Action2.</b> Action1. で抽出された課題やニーズに対応する事業や活動の計画
	<b>Action3.</b> 指標の設定
	<b>Action4.</b> 計画に基づく活動の実施とモニタリング・評価
実施	
M&E	



また、事業や活動を計画する際には、以下の3つの視点を踏まえた取り組みを推進することが重要となります。モニタリングや評価に際してもこれらの観点からの変容を把握していくことが必要です。

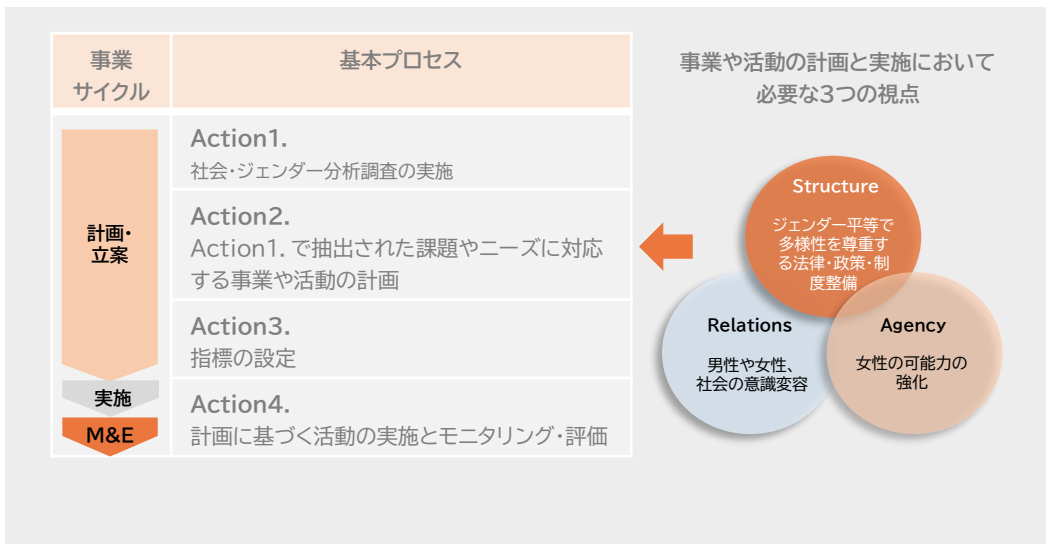
事業や活動の計画と実施において必要な3つの視点



- I. ジェンダー平等を推進する政策や制度の強化**  
ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点から、関連する組織の政策や制度、仕組みを見直し、改正していくこと。
- II. 女性や少女の実現可能性の強化**  
女性にも資源や機会を平等に分配すること。同時に女性の意思決定の場への参画やリーダーシップの推進を支援していくこと。
- III. 社会や人々の意識・行動変容の推進**  
地域社会のジェンダー規範や、男女の意識や行動変容に向けた取り組みを行うこと。

次ページからは、それぞれの取り組みをステップごとに詳しくみていきます。

**i** 事業におけるジェンダー主流化(全体図)



## Action1 社会・ジェンダー分析の実施を通じた課題の把握

ジェンダー主流化の実践において、重要となる最初の取り組みは、対象となる国や地域、組織の政策や制度、地域における男女の行動や役割、それぞれが有する権利、ジェンダーに基づく差別や格差の実態やニーズを把握することです。事業の計画や立案に際しては、対象となる国や地域、組織や機関がジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進をどのように位置付けているのかを把握するとともに、その分野課題や対象地域にかかわらず、男女別の情報やデータを収集し、男女がどのような経験をしているのか、どのような社会・行動規範をもち、それに基づいてどのように生活・行動しているのか、またその結果として、どのような課題に直面しているのか、女性はどのようなニーズをもっているのかを把握するための取り組みを進めましょう。

なお、社会・ジェンダー分析の実施においては、以下の点に留意することが必要です。

### 多様なソースの活用

現状や課題の把握に際しては、既存の文献や各種報告書のレビューからはじめましょう。また、個人インタビューやグループディスカッションなどの手法を通じて、現地の女性や男性の声を丁寧に聞いていくことも不可欠です。世帯での調査においては、世帯主の声を聞くのみならず、女性に対する個別のインタビューや女性だけを対象とするフォーカス・グループディスカッションなどを行うことも必要です。実際のインタビューや調査に際しては、女性や調査対象者が参加しやすい、そして話しやすい場所や時間を選んだり、雰囲気づくりを心掛けることも重要です。また、各国のジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する役割をもつナショナル・マシーナリー(女性省など)や、女性企業家組織、保健・看護師の組織、女性法律家協会、UN WomenやUNFPAなどの国連機関、CareやOxfamなどの国際NGOや当該国の女性NGOなどから情報収集することも必要です。

### 女性の中の多様性や差異にも注意

調査や分析に際しては、「女性」の中の多様性や差異についても留意する必要があります。「女性」は均質な集団ではなく、階層(カーストなど)、民族(少数民族かどうかなど)、年齢、宗教、障害の有無、教育レベル、性的指向・性自認、家族・世帯形態(婚姻・離婚などの状況、配偶者の有無、子どもの有無や数など)、所得レベル、難民・国内避難民、国際移住労働者(国際出稼ぎ労働者)かどうかなどにより、直面している課題、ニーズ、開発事業から受ける影響は異なっています。一部のC/Pやエリート女性だけに話を聞くのではなく、地域における多様な属性の女性からも話を聞いて、女性の経験を単純化・画一化することのないようにきめ細かい視点で調査や分析を行うことが重要です。

### 分野・課題に応じたチェックリストや調査票の準備

本ガイドスノートでは、あらゆる分野・課題の取り組みにおいて把握すべき基本的な項目/視点を提示していますが、実際の調査に際しては、事業の目的や背景、対象地域、分野課題を踏まえて、情報収集や分析を行うことが重要です。そのため、できる限り、事前にチェックリストや質問票を作成しましょう。

## 社会・ジェンダー分析(確認すべき基本項目)

## 1. 政策・制度、組織体制の現状と課題

- 支援対象国の開発政策においてジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進はどのように位置づけられているか。
- 当該国のジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する役割を持つナショナル・マシーナリー(女性省や国家女性委員会などの国レベルの機関や組織)は、どのような政策や戦略、行動計画を策定しているか。
- 女性差別撤廃条約委員会(CEDAW)からは、どのような勧告を受けており、どのように対応してきたのか(国内法の改正などを含む)。
- 事業の関係機関(関係省庁や自治体、組織、民間企業等)は、どのようにジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を図っているか。そのためにどのような政策や体制が構築されているか?ジェンダー平等と女性のエンパワメント促進に係る予算、経験、能力等は何のようなものか。
- 関係機関による取り組みは男女双方が平等にその恩恵を享受できる内容になっているか。それぞれのサービスは性別役割分業やステレオタイプ、性差別を助長するものになっていないか。個人ではなく世帯を対象とした支援の場合、女性や少女への弊害は生じていないか。
- 関連分野の支援・活動において、他ドナーや国連機関、市民団体、女性組織、各種組合、国内外のNGOなどはジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたどのような取り組みを行っているか。

## 🔍 分析の視点

- \* 現在、多くの国や地域では、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する政策や国家行動計画などが策定されています。しかしながら、それらの「実施」が大きな課題となっています。情報収集や分析に際しては、策定された政策や行動計画がどのように実施されているのか、実施されていない場合は何が障壁なのかなどについても把握・分析していきましょう。
- \* 一般に、多くの組織は圧倒的に男性で占められています。女性が働きやすく、その能力が発揮できる職場や環境づくりに向けて、関連組織で働く女性たちを取り巻く課題やニーズについても情報収集を行うことも重要です。



Photo: JICA



## 2. 対象地域や組織において男女はそれぞれどのような役割を担い、活動しているか？ 男女の役割や労働・行動にどのような違いがあるか？

- 地域の経済・産業（農林漁業、鉱業、製造業、観光業、建設業、運輸・通信、商業、小売り業、金融等）、教育や医療・保健、福祉、治安の維持、組織内の労働に男女はどのように関与しているか。誰がどのような労働に従事しているか。
- 世帯の生産や経済活動を担っているのは誰か？誰がどのような活動を担っているか。
- 無償の家事・ケア労働（家事・育児・介護等）を担っているのは誰か。誰がどのような無償労働の負担を担っているか？女性に過重になっていないか。
- コミュニティにおける活動（開発委員会、防災、治安維持、公共サービスや生活インフラの維持管理、保護者会、各種集会等）に男女はどのように関わっているか。
- 余暇や自由時間をどのように過ごしているか。

### 分析の視点

- ＊ 誰が、何を、どのように行っているかを分析します。その際、性別だけでなく、年齢、障害の有無、民族などによる違いにも着目して情報を収集・分析します。例えば農業であれば、どのような作物を誰が生産しているか、生産・加工にかかる各作業を誰がどのように進めているかなど、詳細な視点で現状を確認することで、女性や少女たちの労働の実態が明確に可視化されていく場合もあります。
- ＊ 男女の移動パターンや行動範囲、季節ごとの労働パターン、各活動や労働に割く時間、家事や育児、高齢者の介護などの報酬が支払われない無償のケア労働やコミュニティでの活動の実態や役割の現状などにも着目することで、男女それぞれの活動や労働負担（分担）の実態が分かり、地域や組織の男女が参加しやすい活動や研修実施の時間帯、必要なニーズを把握することができます。
- ＊ 活動を行っている場所（コミュニティ内での活動なのか、外での活動なのか、所有権をもつ土地での活動なのかなど）を確認することで、必要となる資源やリソースが分かることがあります。

社会・ジェンダー分析調査の実施は、新規案件の形成時のみならず、既に事業が実施中である場合でも実施可能です。事業担当者は、調査や事業を担当するコンサルタント選定のための業務指示書に具体的な指示を記載し、事業へのジェンダー主流化を推進していきましょう。無償資金協力においても先方実施機関の要請に基づき、設計変更の一環としてジェンダー主流化に向けた対策を行うこともできます。

### 3. 女性も平等に資源や機会にアクセスし、それらの資源や機会を主体的に活用できているか。

- 有償及び無償の労働(家事労働や介護・ケア労働含む)、コミュニティでの活動や社会参加に際して、女性や少女も必要な情報や資源・機会にアクセスできているか。どの程度アクセスできているか。
- それらの資源や機会を女性たちも主体的に活用したり、利用することができるか。
- アクセスできていないのはなぜか。アクセスや主体的な活用・利用を阻む障壁は何か。

#### **i** 必要な情報や資源・機会とは？(例)

水や燃料、食料、住居、土地、保育所、現金やクレジット、金融サービス、農業技術(普及サービス)、生産組合や水利組合、情報や携帯電話、銀行口座、交通や移動手段、生計向上の手段、研修や能力強化の機会、職業訓練や技術訓練、雇用機会、ディーセント・ワーク<sup>57</sup>、教育や保健医療サービス、ラジオ、地域の情報や行政サービス、社会保障、コミュニティ活動や公共でのイベントの機会、公民館や公園、スポーツの機会など

#### **🔍** 分析の視点

- \* 有償及び無償の労働(家事労働や介護・ケア労働含む)、コミュニティでの活動に際して、必要となる情報や資源に女性もアクセスすることができるか、またそれらの必要な資源を自身の裁量で活用・管理(コントロール)することができるかを確認します。また、制限がある場合は、その要因や障壁はどこにあるのかを確認します。
- \* 例えば、農業生産に貢献していても、土地権を持たないことで、女性は生産組合や灌漑・水利組合などには加盟できない場合が多々あります。また、普及サービスや研修も土地権を持つ男性が優先される場合もあります。起業に際しても担保となる資産や財産がないため、女性は銀行口座を開設できなかったり、必要な融資にアクセスできないことも少なくありません。家にラジオや自転車、自動車などがあっても、家長の許可がなければ女性や少女はそれらを利用できない場合もあります。
- \* 交通機関や公園、コミュニティセンターなどの公共インフラや、教育や保健医療サービス、井戸やトイレなどの公衆衛生施設、職業訓練や技術訓練、研修や能力強化の機会、生産組合や水利組合、スポーツの機会など、地域におけるさまざまな資源や機会への平等なアクセスや主体的な利用を阻む要因には、公共空間でのセクシャル・ハラスメントや性暴力のリスク、それらに対する女性の恐怖心が大きな影響を与えていることにも留意が必要です。
- \* 無償の家事やケア労働の過重な負担が女性たちの経済やコミュニティ活動、社会参加を制限している場合があることを見抜く視点をもつことも不可欠です。

#### 4. 世帯や地域・組織の意思決定の場に参画できているか

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 世帯の経済活動や生計にかかる意思決定に女性も関与できているか。  |
| <input type="checkbox"/> | 世帯のリソース(収入、水や食料、資産や財産等)の使用や配分、家計管理にかかる意思決定に女性も関与できているか。  |
| <input type="checkbox"/> | 子どもの教育や福祉、病人の介護、保健医療サービスへのアクセスにかかる意思決定に女性も関与できているか。  |
| <input type="checkbox"/> | 女性や少女は自分の身体や健康に関して自己決定権をもっているか？妊娠・出産や、家族計画、結婚や離婚に関する意思決定権をもっているか。  |
| <input type="checkbox"/> | 女性や少女はコミュニティ活動や公共のイベントへの参加に関する意思決定権をもっているか？移動や行動の自由があるか？どの程度あるか。   |
| <input type="checkbox"/> | 地域のコミュニティ開発委員会、農業生産組合、水利組合、その他各種組合、教育・保健委員会、防災委員会等のコミュニティの維持や開発に関する地域の意思決定の場に女性も参画できているか？女性はどうのように、どの程度参画できているか。これらの委員会のメンバーに女性も含まれているか。 |
| <input type="checkbox"/> | 組織や地域、国の政治や行政(国会や州や郡、村落の政治や行政の場)に女性も参画できているか。女性はどうのように、どの程度参画できているか。(国会議員、地方議員、行政官、管理職に占める女性の割合など含む)                                     |
| <input type="checkbox"/> | 地域にはどのような女性組織が設立されているか。ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点からどのような活動を担っているか。  |

#### 分析の視点

- ＊ 女性は、地域のさまざまな会合や意思決定の場に出席したり、参加することはできても、自身のニーズや意見を述べたり、議論に十分に参加することができない場合が多々あることに注意が必要です。そのため、意思決定の場への女性の参画に関しては、単に参加者数を確認するのみならず、女性がどのように参画しているのか、どの程度その声やニーズを意思決定に反映させることができているのかを確認することが必要です。また、どのような工夫や取り組みをすることで女性の政治や意思決定の場への参画(女性の声やニーズの反映含む)が進むのかも考えながら情報収集や分析を進めましょう。そのためには、地域に設置されている女性組織や女性委員会、女性NGOからの情報収集を行うことも有効です。

## 5. その他、地域や世帯における女性や少女たちの経験

- 対象地域の女性や少女はどのようなニーズや課題を抱えているか。
- 困窮しているシングルマザー世帯は、どのような課題やニーズを抱えているか。
- 世帯や地域でDVや性暴力、望まない妊娠、児童婚、人身取引、SNSを利用した性的ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力(SGBV)は発生していないか。発生している場合、どのような対策がとられているか。
- 地域には、どのようなジェンダーに基づく社会規範や慣習、慣行があるか。有害な慣習や慣行(harmful practice<sup>58</sup>)はないか。
- 対象地域の有力者(宗教リーダー、政治家、行政官など)、男性や少年は、女性の権利や意思決定への関与に関してどのような考え方をもっているか。

 分析の視点

- \* 女性や少女のニーズには、1)「実質的なニーズ」(Practical gender needs)と、2)「戦略的なニーズ」(Strategic gender needs)の2種類があることに留意が必要です。
- \* 実質的なニーズとは、対象社会の女性や少女が、社会的・文化的に規定された日常的な役割や責任を遂行するために必要とするニーズを指します。例えば、家事や育児、介護などが女性の役割とされている多くの地域や社会では、水や薪などの燃料、食料や住宅の供給、保健サービスへのアクセス等は、女性や少女が担っている役割をより良く果たしていく上で必要とするニーズです。
- \* 戦略的なニーズとは、ジェンダーに基づく既存の不均衡な力関係を変えていくために必要とするニーズを指します。例えば、家事、育児労働の負担の削減や、経済的な自立、教育へのアクセス、自身の性や妊娠・出産に関する決定権の獲得、ジェンダーに基づく暴力の撤廃、土地の所有権や相続権などの法的な権利や平等な賃金の獲得など制度的な差別の撤廃、不平等な慣習、規範の是正と撤廃、政治や意思決定の場への参画など、女性や少女が現在の従属的な地位から脱却し、権利の主体として、尊厳をもって生きていくために必要とするニーズです。
- \* 情報収集や分析に際しては、女性たちの実質的なニーズのみならず、戦略的なニーズを洗い出していくことが重要です。

## 社会において

ジェンダーと関係がない問題は存在しません。

ジェンダー視点だけで

開発課題を分析できるわけではありませんが、

同時にジェンダー視点抜きでは現実の社会を十分に分析し、

対応することもできません。

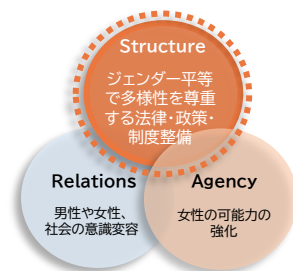
## Action2 ジェンダー視点からの課題解決やニーズの充足に向けた事業や活動の計画

社会・ジェンダー分析の基本項目に基づいてジェンダー視点からの現状や課題を分析し、女性や少女の置かれている状況や男女間の格差の現状、その構造的な要因、女性や少女をとりまく固有の課題やニーズが特定できたら、それらのニーズや課題についてどのように対応できるかを検討し、それらの取り組みを協力案の策定や事業に反映させていきましょう。特定されたジェンダー課題を解決することを主目的とした個別事業の形成を検討することも重要です。また既存の協力案への追加的な支援策や投入を検討していくことも重要です。

なお、各事業や取り組みにおいて必要となる活動や内容は、それぞれ異なります。しかしながら、どのような分野・課題・セクターの事業や取り組みにおいても、必ず以下の3つの側面における取り組みを含めることが重要です。

### I ジェンダー平等で多様性を尊重する政策・制度・組織体制の整備

女性や少女をとりまく現状を改善していくためには、女性や少女の不利な状況を創出し、継続させている法律や政策・制度、関連する組織のルールや慣習、慣行などを見直し、是正していくための取り組みを進めていくことが重要です。私たちの多くの社会には、ジェンダーに基づく差別や格差が存在します。そのため、どのような政策や施策も、ジェンダーに中立ではなく、男女に異なる影響を及ぼす可能性が多分にあります。そのため、あらゆる分野の取り組みに際しては、男女別のデータや情報を収集し、女性や少女の置かれている状況や固有の課題やニーズ、男女間の格差の現状やその要因を分析しながら、各セクターや課題分野における政策や制度、組織が包摂的で、ジェンダー平等を推進するものになるように支援していくことが必要です。





### 事例① ラジャスタン州小規模灌漑改善事業

(JICA有償資金協力 借款契約(L/A)調印2005)

本事業は、インドのラジャスタン州における小規模灌漑施設の改修や水管理と農業技術の普及を支援する取り組みです。支援に際しては、同州における農業への女性の労働や貢献を可視化させるとともに、灌漑施設や水利組合等への女性の参画に関する課題やニーズを調査して、それまで土地権(耕作地)をもつ男性のみをメンバーとしていた水利組合の規定を見直すとともに、女性部会の結成や、女性たちの組合での活動の実施を支援してきました。さらに、水利組合への女性の参画を推進するための州の条例の改正も支援してきています。

### 事例② コートジボアール 司法アドバイザー

(JICA 個別専門家派遣 2014-2017)

本事業は、コートジボアールにおける刑事司法人材の育成や司法制度の整備に取り組んできました。支援に際しては、同国の女性法律家協会や女性団体との協議や意見交換を行いつつ、女性たちも利用しやすい司法サービスの提供に向けた制度の構築を進めてきています。例えば、家族法や労働法、刑事法における女性の権利を広く市民に周知するためのパンフレットの作成や、性犯罪やDV被害への相談対応マニュアルの作成などを支援してきています。また同国の司法人材や、市民に法律情報を提供する機能を担うコールセンターで働く電話相談員たちが女性の人権に関する意識を高め、その対応能力を強化していくための研修や取り組みを進めてきています。

### 事例③ デリー高速輸送システム建設計画

(JICA 有償資金協力 借款契約(L/A)調印2018)

本事業は、交通混雑の緩和と公害の減少を図るためにインドの郊外と市中心部を結ぶ公共交通システムの整備を支援する取り組みです。支援に際しては、女性専用車両の設置や、女性の民族衣装の裾がエスカレーターに巻き込まれるのを防ぐための「サリーガード」(巻き込み防止ブラシ)の設置、防犯カメラや女性専用窓口の設置などを通じて、女性も安全に利用できる地下鉄の整備を進めてきています。同時に、地下鉄の運営を担う「デリーメトロ公社」を支援して、女性の駅員や警備員の雇用や配置を進めるとともに、育児休暇制度の導入や託児施設の開設、女子寮の設置、セクシャル・ハラスメントを含め、日常の業務における女性職員の相談にのる委員会を常設するなどの取り組みを行い、女性が働きやすい環境整備に向けた取り組みも進めてきています。

## II 女性や少女の可能性を強化するための取り組み（女性の実現可能性の強化）

女性や少女をとりまく現状を改善していくためには、既存のジェンダー不平等な社会構造や制度の中で、長年にわたって不利益を被り、その能力を発揮できない状況に置かれてきた女性や少女のエンパワメントに向けた取り組みを進めていくことが不可欠です。そのため、支援においては、女性が生活する上で必要とする実際的なニーズを満たすための取り組みを進めるとともに、女性が社会のより多様な資源や機会に平等にアクセスし、それらの資源を主体的に活用し、政治や経済、社会への参画力を高めていくことを後押しする取り組みを実施していきましょう。女性が知識や、自信、批判的な思考力を高め、自分自身の人生のみならず、地域や社会を牽引していく実現可能性を獲得していくための取り組みを行うことが必要です。

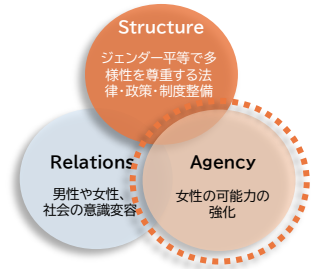


Photo: JICA / Makiko Kubota

**支援事例① エジプト小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト**

(JICA技術協力プロジェクト 2014-2019)

本事業は、男女隔離の社会規範や男性を優位とする家父長制が根強く残る上エジプト地域において、小規模農家の収入向上を支援する取り組みです。支援に際しては、女性に対しても、市場志向型で生産し、販売するという考え方や技術を伝えつつ、女性の小規模ビジネスの実践を支援してきました。支援を受けた女性はその潜在能力を大きく開花させ、実際にその収入を大きく向上させてきています。また、家庭内での交渉や発言力、自信を高めるとともに、その行動領域を大きく広げてきています。

**支援事例② 女性の政治参加とリーダーシップの推進**

(UN Women 2019-2020/プラン・インターナショナル 2020)

世界の多くの国では、政治や経済分野の意思決定層に女性が占める割合が低いのが現状です。こうした中、UN Womenは、地域の女性の組織化を支援し、女性たちが自らの政治参加の権利や、選挙運動の進め方について学ぶ取り組みを支援しています。その結果、モルドバでは、2019年の地方選挙において支援を受けた6人の女性が選挙戦で勝利を収めました。これらの女性は今、地域の女性たちの声や意見を政治の場に反映させ、地域社会により良い暮らしをもたらすための取り組みを進めています。また、国際NGOであるプラン・インターナショナルは、各国や地域の政治家や行政、市民社会の関係者と連携しつつ、地域の少女が首相や、大統領、社長、議長、校長といったリーダーの地位を一日体験するプログラムを実施しています。例えば、ケニアでは18歳の少女マリーが、同国の情報通信省の大臣の役割を一日体験し、議会に出席して女兒に対するオンライン・ハラスメントの実情についてスピーチを行いました。このプログラムは、少女自身に自らに可能性に気づかせ、自信を高め、社会参画への一歩を踏み出すことに大きく貢献しています。

**支援事例③ 女性のSTEM教育の推進**

(マサチューセッツ工科大学)

アメリカのマサチューセッツ工科大学(MIT)は、多くの女子学生に科学や工学に関心をもってもらうために、毎年、女子高校生を対象にして、電子工学・コンピューターサイエンス、機械工学などを学習テーマとする4週間のサマープログラム(Women's Technology Program)を実施しています。このプログラムは、MIT大学院の女子学生が講師となって実施されてきているものですが、プログラムに参加した女子高校生は、身近なロールモデルに出会うとともに、女性だけの空間で自由闊達にテーマについて議論し、学ぶことで、自らに自信をつけ、その多くがSTEM領域の分野に実際に進学を果たしています。

## i 女性のエンパワメントプロセス

女性のエンパワメントとは、「女性であるがゆえに」意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）、不可視化（invisible）されてきた女性が、個人的・集団的力や能力を高めていくための取り組みやプロセスを指して用いられる用語です。女性がジェンダーに基づく差別や問題に気づき、主体的に選択し、望む行為を実践するための基礎的な力をつけるとともに、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自身の人生の自己決定権や社会変革に向けた実現可能性をつけていく取り組みや一連のプロセスを意味します<sup>59</sup>。

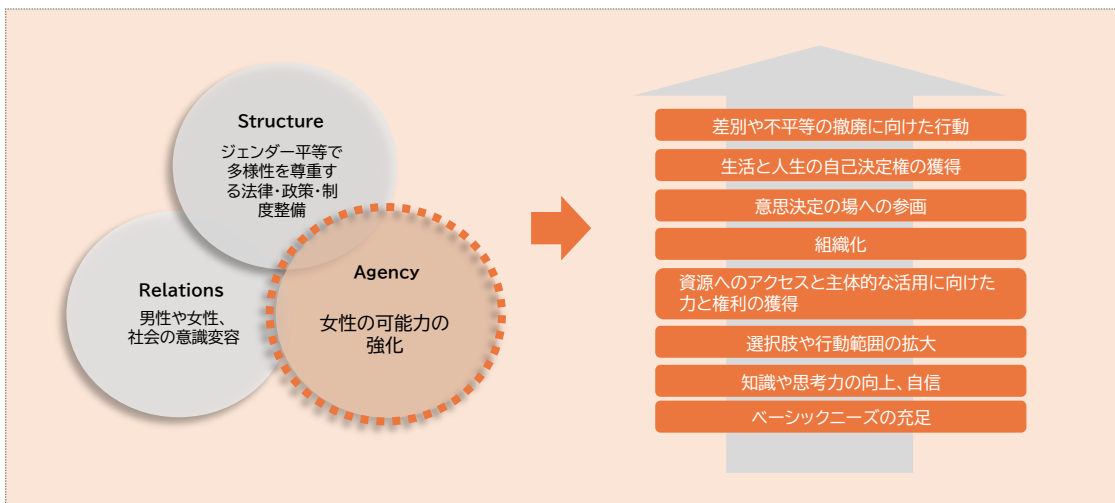
女性のエンパワメントを実現するためには、女性が社会のより多様な資源や機会に平等にアクセスし、それらの資源を主体的に活用し、自身の生活や人生における自己決定権をもって、政治や経済、社会への参画力を高めていくことを後押しすることが必要です。なお「参画」とは、ある目的を持った集まり（会議、研修、委員会等）や団体などに「単に加わること」を意味するのではなく、それらの集まりに計画段階から参加し、議題（アジェンダ）を決め、発言し、交渉し、影響力や決定権を持つことを意味します。

### 女性のエンパワメントプロセスの例



注)女性のエンパワメントは必ずしもこの図の通り、直線的かつ時系列で進むわけではありません。実際には往來を繰り返しながら進んでいきます。

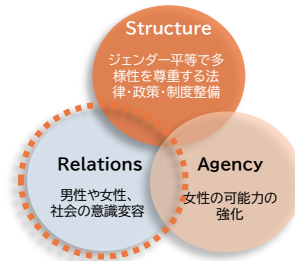
女性の可能性の強化に取り組む際は、女性のエンパワメントのプロセスを踏まえた取り組みが必要です。



### Ⅲ 社会や人々の意識や行動変容に向けた取り組み

一人ひとりが性別にとらわれずに、それぞれの能力を発揮し、社会・経済参画を果たすとともに、尊厳をもって生きていけるジェンダー平等で公正な社会をつくるためには、地域の意思決定者や指導者層と協力しながら、社会全体の意識や行動の変容に向けた取り組みを推進していくことも重要になります。そのため、JICAの取り組みにおいては、地域の有力者や宗教リーダー、その他の指導者層にも適切にアプローチしつつ、地域の男性や女性、子ども、教員や行政官、意思決定

者やメディア関係者などに対する啓発活動や教育・研修を推進して、地域や社会における固定的な性別役割分業や、有害な社会規範や慣習の撤廃に向けた取り組みを進めていくことが必要です。その際、地域の男女の若者(ユースグループ)や、女性団体、セクシュアル・マイノリティ等の当事者グループ、メディアなどとも連携してアドボカシーや啓発活動を実施し、ジェンダーと多様性の視点に立った市民社会の形成に向けた取り組みを支援していくことが重要です。



#### 👉 事例① パキスタン 定期予防接種強化プロジェクト

(JICA技術協カプロジェクト 2014-2018)

本事業は、パキスタンのハイバル・パフトゥンハー州におけるポリオや麻疹、破傷風、結核等の予防接種の推進を支援する取り組みです。支援に際しては、同州における女兒の予防接種率が低い現状を踏まえ、地域で予防接種を推進する「レディ・ヘルスワーカー」を新たに育成し、女性たちの家庭訪問による予防接種活動を支援するとともに、地域の長老たちを動員しつつ、父親や地域の男性を対象に女兒の予防接種の重要性にかかる啓発活動を行ってきました。この結果、レディ・ヘルスワーカーによる家庭での予防接種を受け入れたり、女兒たちを地域の保健所に連れてくる父親や家族が増えて、女兒への予防接種が大きく進みました。

#### 👉 事例② アジア地域におけるリプロダクティブ・ヘルスへの男性参加促進プロジェクト

(UNFPA/JOICFP 2004-2007)

本事業では、インドネシアやモンゴル、ミャンマーにおいて妊産婦や女性、少女の健康のために行動する男性や宗教リーダーを育成する取り組みをすすめています。「Change!」と名付けられたこのプロジェクトでは、地域の宗教リーダーや、男性ボランティア人材が、妊産婦のいる家庭を訪問して、夫婦やその家族に対する情報提供や啓発活動を行う取り組みを支援しています。また、ラジオ等を通じた地域教育の取り組みも進めています。夫やパートナーである男性が、女性の健康や妊産婦をとりまく課題への知識を深め、危険なサインがある際に即座に医療施設に運び込むことができれば、多くの女性たちの健康と命を守ることが可能です。本事業を通じて今、多くの男性たちの意識と行動変容が促がってきています。





### 事例③ ジェンダーによる暴力抑止プログラムとセーフティネット構築プロジェクト

(JICA草の根技術協力事業 2014-2019)

本事業は、インド北部ウッタラカンド州の対象村において、DVや性暴力などのジェンダーに基づく暴力の撤廃に取り組んできました。妻や娘への暴力が「当たり前」のことで認識されてきた対象村において、被害当事者のための緊急避難所を整備するとともに、女性たちが頼れる女性リーダーの育成や、暴力防止に向けた住民への啓発活動を実施してきました。取り組みに際しては、“Men Standing for Women”というキャッチフレーズを掲げつつ、女性に対する暴力の撤廃に向けた取り組みに協力的な男性を育成し、彼らが地域の女性リーダーや村の有力者とともに、若年層や住民への啓発や、学校での教育、相談所（ヘルプスポット）の設置、女性や少女たちの組織化やセーフティネットグループを構築する取り組みを支援してきています。地域の男性たちの積極的な参加による本取り組みによってSGBVの撤廃に向けた村の人々の意識と行動変容が大きく促進されるとともに、女性や少女も自分たちの権利を知り、学校に復学したり、経済的な自立を模索するなどの行動を高めてきています。

本来、「ジェンダー平等で多様性を尊重する政策・制度・組織体制の整備」、「女性や少女の能力の強化」、「社会や人々の意識や行動変容」に向けた取り組みがすべて事業に反映され、それぞれの取り組みが相互に作用してはじめて、事業の対象地域や組織におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた変容が促されます。事業計画の策定時にはできるだけ、これらの3つの側面における取り組みを組み込んでいきましょう。



Photo: JICA

### Action3 指標の設定

3つの側面を踏まえて必要な取り組みや活動を計画できたら、その成果の発現状況を測るための具体的な指標を設定しましょう。以下は指標の設定に際しての参考例や検討に際しての基本的な考え方を示しています。各分野課題やセクター、事業の内容や文脈に応じて、指標を具体化させていきましょう。

なお、指標の設定に際しては、可能な限り、「アウトカム指標」の設定を進めましょう。アウトカム指標とは、事業や活動の実施によって発生する効果や成果を計測するものです。例えば「女性への研修を実施する」というのは、事業の「出力結果」(アウトプット)です。一方、「研修の実施」という出力結果によって得られた成果や効果が「アウトカム」になります。ジェンダー主流化の取り組みを装飾的なもので終わらせず、実質的にジェンダー平等な社会変革を推進していくものとするためには、「女性に対して実施された研修の回数」といった出力結果を示す指標ではなく、実際に行動変容を起こした女性の数や具体的な行動変容など、事業の出力結果(アウトプット)によって得られた変容や効果を測定するアウトカム指標の設定をしていくことが重要です。



Photo: JICA / Makiko Kubota

## 指標の設定(例)

<b>I ジェンダー平等な政策・制度・組織体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った法案や関連政策、戦略書、制度、商品やサービスの数や内容</li><li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った予算の導入にかかる体制整備の状況や事例の数・内容</li><li>● 女性が働きやすい組織や職場環境整備に向けた取り組みの数や事例(託児所の設置や育児休暇制度の導入、セクシャル・ハラスメントのための相談窓口の設置、その取り組み事例など)</li><li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて行動した人材(男女)の数やその内容</li><li>● 女性職員・技術職員・幹部職員等の数や増加の割合</li><li>● 経営層や組合、その他の意思決定の場における女性メンバーの数や増加の割合</li><li>● その他、女性の平等なアクセスと参画のために導入されたルールや規定の数、その内容</li></ul>
<b>II 女性の可能性の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育や保健医療サービス、水や食料、安全な住居など、ベーシックニーズへの女性や少女のアクセスの数や増加の割合、好事例</li><li>● 女性や少女の無償の家事・ケア労働の負担削減の割合(労働や移動時間の減少、余暇時間の増加など)</li><li>● 女性や少女の知識や意識、自信や思考力の向上を示す事例の数や内容</li><li>● 女性や少女の選択肢や行動範囲の拡大を示す事例の数や内容</li><li>● 女性や少女の経済・社会資源(研修や教育、保健医療サービス、雇用やビジネスの機会、移動手段、地域の会合、意思決定の場等)へのアクセスの数や割合、好事例</li><li>● 女性や少女の経済・社会資源の主体的な活用例の数やその内容</li><li>● 組織化された女性や少女の数やその取り組み事例</li><li>● 政治や意思決定の場に参画した女性や少女の数やその活動内容</li><li>● 世帯や地域における女性や少女の発言力の向上を示す事例の数やその内容(女性や少女が自身の生活と人生の自己決定権の獲得したことを示す事例の数やその内容)</li><li>● 育成された女性リーダーの数とその活動内容</li></ul>
<b>III 社会や人々の意識や行動変容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 行動変容をおこした地域の有力者や宗教リーダー、その他の指導者の数とその内容</li><li>● 行動変容をおこした地域や組織の男性や女性、子ども、教員や行政官、警察官、意思決定者やメディア関係者、民間企業などの数とその内容</li></ul>



## Action4 事業や活動の実施とモニタリング

3つの側面を踏まえて必要な取り組みや指標を計画の中に入れ込むことができれば、あとはその計画に基づいて活動を実施し、成果の発現状況をしっかりとモニタリングしていきましょう。事業の実施に際しては、事業関係者のジェンダー・バランスにも留意しましょう。同時に、C/Pやプロジェクトスタッフ、日本人専門家、ナショナルスタッフなどの事業関係者に対して、ジェンダー研修を実施することも必要です。研修に際しては、必ず性的搾取や虐待、セクシャル・ハラスメント(Sexual Exploitation, Abuse and Harassment: SEAH)の防止に向けた内容を含めることが重要です。

### **i** 性的搾取、性的虐待、セクシャル・ハラスメント(Sexual Exploitation, Abuse and Harassment :SEAH)

SEAHは援助や国際協力を実施する機関や政府の職員や関係者(国連平和維持活動や国際NGO職員、ODAや緊急支援事業を受託するNGO職員、コンサルティング会社の関係者含む)などの援助を提供する側から現地の援助対象者への性的搾取や虐待、セクシャル・ハラスメントを指して用いられる用語です。SEAHには支援物資や金銭と引き換えに性行為を強要・要求するような行為(対価型セクハラ)や、同意のない性行為(レイプ)、相手が嫌がるような卑猥かつ性的な発言をすること、わいせつ行為(過度なスキンシップなど相手不快にさせる行為)、性的搾取を目的とした人身取引に加担するような行為などが含まれます。事業の実施に際しては、支援に従事する関係者に対して、これらの行為は犯罪であることを周知し、その防止に努めるとともに、万が一被害が生じた場合は、被害者支援に従事する専門のサービスプロバイダー等に相談し、被害当事者を適切に救済・保護する取り組みを進めていくことが必要です。

なお、活動の質を高め、より良い効果やインパクトを発現させていくためには、各国のジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する役割をもつナショナル・マシーナリー(女性省など)や、女性企業家組織、農業・農村開発における女性組合、保健・看護師の組織、女性法律家協会、女性NGOなどの活動への参加を促す努力もしていきましょう。特にナショナル・マシーナリーについては、中央レベルのみならず、地方レベルの州・郡などの出先機関・支部などとも連携していくことが必要です。ジェンダー平等を推進するこれらの関係機関とカウンターパート機関や関連組織による継続的な協議や対話の場を設けるとなどの取り組みを組みこんでいくことが重要です。

**めざすのはジェンダー平等達成に向けた社会変革**  
格差是正に向けた対症療法のみならず、根本要因を排除することを意識した取り組みを進めていくこと

## JICAの優先取り組み課題

女性や少女たちの現状は、男性を優位とし、固定的な性別役割分業や、ジェンダーに基づく差別が根強く残る社会の中で、さまざまな課題が複雑に絡み合って生じています。そのため、あらゆる分野・課題、セクターの取り組みにおいては、多様な観点から女性や少女の生活や経験を分析し、これまでに述べてきたように、1)関連する政策や制度、組織における差別的な制度や仕組みを是正するとともに、2)女性や少女が男性や多様な人々と平等に社会や経済に参画し、尊厳をもって生きていけるよう、その可能性の強化や、3)男性を優位とする地域や社会の意識や行動を変えていくための取り組みを進めていくことが重要です。具体的に取り組むべき活動や支援内容は、対象国や地域特有の状況、個々の事業のスキームや枠組み、社会・ジェンダー分析の結果によって異なりますが、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現に向けてJICAは、以下の5つを優先取り組み課題として掲げ、すべての分野課題・セクターにおける取り組みへのジェンダー主流化を推進しています。

### 5つの優先取り組み課題

- I. 女性の経済的エンパワメントの推進
- II. 女性の平和と安全保障の推進
- III. 生涯にわたる女性の教育と健康の推進
- IV. ジェンダー平等なガバナンスの推進
- V. 女性の社会・経済参加を後押しするインフラ整備の推進

次項では、それぞれの優先取り組み課題ごとに、必要な取り組みや活動案を提示しています。各分野課題の取り組みにおいて、これらを主目的とする事業の形成を進めるとともに、他の開発課題の解決に向けた事業や取り組みに際してできる取り組みを検討してください。

## I 女性の経済的エンパワメントの推進

女性が経済力をもつことは、自身の人生における選択肢を広げ、尊厳のあるより良い暮らしを送るために不可欠です。同時に、女性の経済力は、世帯や地域の福祉、平和や復興、社会や経済の発展においても重要な役割を果たします。しかし、女性は未だに土地や財産、新しい知識や技術、市場や金融サービス、ディーセントワークへの就労や雇用機会へのアクセスが限られるとともに、労働市場における賃金や職種差別によって、相対的に安い労働力として扱われ、多くが低賃金で不安定な雇用、もしくはインフォーマル・セクターでの労働に従事しています。女性は農業生産にも大きな貢献を果たしていますが、多くの場合、世帯で得られた収入の管理や支出権は男性が保有しており、女性が家計収入に直接アクセスすることができません。女性による起業やビジネスは、社会や国を超えて新しい価値や市場を生み、地域や社会を活性化させる取り組みともなる可能性が高いものの、女性の教育や情報へのアクセスが限られ、担保となる土地や家の所有権を持たない中では、金融サービスやクレジットへのアクセスも限られ、女性たちの起業や経営は困難である場合が少なくありません。公的機関や民間企業などのフォーマルセクターで働く女性の活躍やリーダーシップも大きく限られています。

JICAの取り組みにおいては、女性の生産資源や情報へのアクセスや営農力の強化、起業やディーセントワークへの就業、経営への参画やリーダーシップの推進を支援するとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策や同一価値労働同一賃金の普及など、労働市場における差別の撤廃に向けた取り組みを強化して、女性の経済参画と自立、グローバルな活躍を推進していくことが重要です。支援に際しては、女性の経済活動を妨げている無償の家事・ケア労働負担の削減に取り組むとともに、市場の重要なアクターである民間企業や組織と連携し、ジェンダー平等と多様性を重視する組織文化の醸成や、女性フレンドリーな製品やサービスの開発や普及、女性の雇用やリーダーシップの促進に向けた取り組みを含め、企業や組織、社会における固定的な性別役割分業や性差別を変革していくための取り組みを進めていくことも必要です。産業や技術革新が進む中、デジタル・エコノミーにおける女性の参画を促進し、女性のICT技術の獲得や、STEMやテクノロジー領域における活躍を推進していくことも重要です。

### 主要な取り組み領域

- 農林水産業に従事する女性のすべてのバリューチェーンにおけるマネージメントや営農力の強化
- 女性の起業とビジネスの推進
- ディーセントワークにおける女性の雇用と就労、リーダーシップの促進



## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
農林水産業に従事する女性のすべてのバリューチェーンにおけるマネジメントや営農力の強化	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の平等な資源へのアクセスや土地や財産権の保障に向けた法律や政策・制度・組織体制の整備</li> <li>● 市場や農林水産組合、灌漑・水利組合、生産組合等への女性の平等なアクセスと参画に向けたルールや規定、環境の整備</li> <li>● 農業普及員に対するジェンダー研修の強化、女性普及員の育成、情報普及システムの構築などを通じた女性への農業生産資源や普及サービスの強化</li> </ul>
	女性の可能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性生産者の営農技術の向上に向けた支援</li> <li>● 女性生産者やトレーダー、零細・中小女性企業家の識字や金融、ICTに関するリテラシー強化に向けた支援</li> <li>● 女性の組織化や組合への参加に向けた支援</li> <li>● 女性の家計管理やリーダーシップ・交渉力の強化に向けた研修</li> <li>● 女性の生活に直結するインフラの整備(井戸や給水所、市場や保育所等の整備、道路や農村電化、水道施設の整備、バスや電車などの交通インフラの整備等)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農家の男女に対する家計管理やジェンダー研修の強化</li> <li>● 女性の無償の家事・ケア労働負担の可視化や公平な分配(分担)、女性の貢献に関する理解や評価を高めるための地域の啓発や教育活動の実施</li> </ul>
女性の起業とビジネスの推進	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地所有や財産権を含め、女性の平等な資源や機会へのアクセスを保障する法律や政策・制度の整備</li> <li>● 女性の起業やビジネス(ソーシャルビジネスも含む)に関する情報の発信や、女性企業家を対象とするビジネス研修、メンター制度、コンサルティングサービス、視察、ビジネス・マッチング機会などの「ビジネス開発サービス(BDS: Business Development Service)の構築や強化、補助金事業等の実施に向けた行政や商工会議所等の組織能力の強化</li> <li>● 女性の雇用促進を含め、女性をとりまく社会課題の解決に貢献するサービスや商品の開発や提供の推進(ニーズ調査やビジネスコンテストの開催、その他制度・整備に向けた支援、途上国の女性たちをとりまく課題解決に資する自治体や中小企業等が有する技術や知見、製品等の海外展開に向けた支援等)</li> <li>● 零細・中小女性企業家への融資の強化(融資条件の緩和策などを通じた金融へのアクセス強化、デジタル金融包摂の促進等)に向けた政策・制度整備や実施計画の策定</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性の起業とビジネスの推進	女性の可能性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性への起業教育の実施（起業のための知識やノウハウ習得の機会の提供、ビジネス計画の作成、マネジメントやリーダーシップ研修、金融教育、ICTスキルの強化に向けた支援など）</li> <li>● 女性の組織化や貯蓄・融資活動の推進</li> <li>● 中小女性企業家の研修、コンサルティング・サービス、メンター制度を活用したカイゼン、マーケティング、資金管理、人的資源管理といった様々な経営面での能力強化</li> <li>● 中小女性企業家の国内及びグローバルなサプライチェーンへの参入の促進(新しい技術の活用やビジネスの拡大に向けた能力強化、女性商業組合等の設立と強化、女性が生産する商品のグローバルな展開に向けたネットワークの構築に向けた支援)</li> <li>● 女性の無償の家事・ケア労働負担の削減に向けた公共サービスやインフラの整備、ICT技術の開発・普及など(井戸や給水所、市場や保育所、介護施設等の整備、電化や上下水道の整備、バスや電車などの交通インフラの整備)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の経済的自立や、土地や財産権に関する地域の啓発や教育</li> <li>● 女性のニーズに即した保険商品の開発や提供に向けた金融機関への支援</li> <li>● 女性の社会課題の解決に貢献するビジネスを展開している社会企業家への支援</li> </ul>
ディーセントワークへの女性の雇用と就労、リーダーシップの推進	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済や雇用政策、職場における性的・労働搾取や、女性の差別・排除を許容しない法律・政策・施策、実施計画の策定</li> <li>● 同一価値労働同一賃金原則の導入や徹底、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた政策・制度整備、実施計画の策定</li> <li>● 労働の場におけるセクシャル・ハラスメント対策に向けたガイドラインの策定、モニタリングと報告体制の整備や人材育成</li> <li>● 「女性のエンパワメント原則<sup>60</sup>」の採用と実施推進に向けた政策・制度整備</li> <li>● 個人単位の社会保障の推進、税制度の見直しなど、ジェンダーの視点に立った社会保障と税制の導入や強化</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
ディーセントワークへの女性の雇用と就労、リーダーシップの推進	女性の能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な分野における女性に対する職業・技術訓練の提供</li> <li>● 女性のICTやデジタル・リテラシー強化に向けた支援</li> <li>● 女性労働者や社員の組織化や組合活動への支援</li> <li>● 女性労働者や社員のマネジメント力やリーダーシップ強化に向けた研修</li> <li>● 女性の無償の家事・ケア労働負担の削減に向けた公共サービスやインフラの整備、ICT技術の開発・普及など(井戸や給水所、市場や保育所、介護施設等の整備、電化や上下水道の整備、バスや電車などの交通インフラの整備)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● WEPs原則の採用や女性の活躍を促進する企業への投融資の推進</li> <li>● 男性管理職や社員(男女)へのジェンダー研修と多様なバリュー・チェーンでの女性の雇用の促進</li> <li>● 女性の労働参加の重要性や有効性にかかる地域や学校、職場での啓発と教育</li> <li>● 無償の家事・ケア労働の男女間での公平な分配(分担)に向けた啓発と教育</li> <li>● 女性の雇用創出やエンパワメントに向けた民間やNGOの取り組みへの支援</li> </ul>

## テクノロジー業界に女性がもたらす革新 ～フェムテック(FemTech)～

2018年にボストン・コンサルティンググループが発表した研究では、女性経営者が受ける投資額は平均で男性経営者が受ける投資額の半分以下にも関わらず2倍以上の収益を上げています<sup>61</sup>。また、AIの開発や企業経営に女性が参画することによって、革新性が高まりその市場は拡大しています。例えば、近年、女性たちによるフェムテック(FemTech)と呼ばれる商品やサービスの開発と普及は多くの社会と経済に革新をもたらしています。FemTechとは、Female(女性)とTechnology(テクノロジー)をかけあわせた造語であり、女性が抱える課題をテクノロジーで解決できる商品やサービスのことを指します。近年、月経周期や妊娠しやすい時期を予測するアプリや、搾乳器や吸水ショーツなどの働く女性を支える製品、乳がんや子宮頸がんなど女性特有の病気のケアに向けたアプリや商品、女性の更年期症状の不調を緩和する商品、高齢女性の身体機能をサポートする商品が次々と女性たちによって開発されています。こうした商品やサービスは女性たちの自身の健康や社会・経済参画を大きく推進し、経済成長を促しています。

## II 女性の平和と安全保障の推進

紛争や気候変動・異常気象に伴う自然災害、感染症拡大など、社会が混乱し危機的な状況に陥ると、社会の脆弱性が顕在化し、弱い立場にある人々が一層脆弱な状態に追い込まれる傾向にあります。固定した性別役割分業やジェンダーに基づく差別や社会規範が残る社会では、女性や少女の平和と安全が大きく脅かされています。スリランカやバングラデシュの津波や洪水による災害時には、水泳や木登りを習うことがタブーだった女性や、災害の早期警報や備えについての情報を入手できず、さらに男性の親族と一緒になければ外出を許されない女性の多くが逃げ遅れ、女性の死者数は男性を上回りました<sup>62</sup>。また、紛争や災害後の救援活動において、女性特有の医療ニーズが考慮されず、出産用キットや避妊具、産科検診の提供が遅れることで、妊産婦の死亡率は通常よりも2.5倍高まることも警告されています<sup>63</sup>。また、紛争や災害が発生すると、ドメスティック・バイオレンスや性暴力、児童婚や人身取引といったジェンダーに基づく暴力も深刻な課題として立ち現われています。病人の介護や助産師、看護師、清掃員や洗濯員として働く多くの女性たちの感染症へのリスクも高く、2014年のエボラ出血熱の蔓延時、リベリアでは死者の75%が女性でした<sup>64</sup>。

しかし、多くの国や地域では、「治安の維持や平和構築、災害対策は男性の仕事であり、女性が口を出すべきではない」といった考えがまだ根強く残り、紛争の予防や解決、地域の復興と開発、平和や治安の維持、感染症対策や防災など、女性の生活や平和と安全にも大きく関わる取り組みや意思決定の場への女性の参画は限られ、女性の関心やニーズへの対応は後回しにされています。女性は実際には、地域の信頼醸成や平和構築、感染症対策や防災、紛争や災害からのより良い復興に大きな貢献をしています。その役割や貢献も、正当に認識・評価されていません。また、紛争や災害時のみならず、女性や少女は平常時においてもDVや性暴力、児童婚、人身取引などのさまざまな形態のジェンダーに基づく暴力を経験していますが、多くの国や地域では、女性や少女の救済や保護を適切に行うための法律や支援体制の整備が十分に進められず、被害当事者が安心して避難できるシェルターや居場所、相談・支援人材の数も大きく不足しています。司法や警察においても、DVや性暴力などの犯罪への対応は後回しにされがちです。

JICAの取り組みにおいては、紛争や気候変動・異常気象に伴う自然災害の予防、地域の復興と開発、治安の維持を含め、女性の平和と安全保障に関わるあらゆる取り組みや意思決定の場に女性の参画を推進し、その平和と安全を擁護する取り組みを強化していく必要があります。また、DVや性暴力、人身取引を含むSGBVの被害者を対象としたシェルターやホットライン、相談・支援サービスの提供を途上国政府の「基本的なサービス」として位置づけ、誰もが利用できるように、その体制の整備や人材育成を支援し、被害者の救済や心身の回復、自立や社会復帰に向けた取り組みや体制の整備を支援していくことが重要です。地域や社会への啓発や教育を進めるとともに、女性の安全を守るための街灯や電灯などの設置や、女性が利用しやすい場所への給水所や公衆トイレ等の整備を通じて、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の予防やリスクを下げるための取り組みを進めていくことも重要です。加害者が不処罰のままに放置される場合が多い現状が、被害者の沈黙と暴力の連鎖を招いている現状を踏まえ、法整備や法・司法・警察関係者の能力強化を含め、加害者不処罰の慣行の終焉に向けた取り組みを強化していくことも必要です。

#### 主要な取り組み領域

- 平和と安全、治安の維持に向けた取り組みへの女性の参画とリーダーシップの推進
- ジェンダーに基づく暴力や有害な慣行の撤廃



Photo: JICA/Masataka Otsuka

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
平和と安全、治安の維持に向けた取り組みへの女性の参画とリーダーシップの推進	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の平和と安全、人権保障の視点を確保した法整備への支援</li> <li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った政策の策定やその実施に向けた行政機能の強化(紛争や気候変動・災害影響国への支援)</li> <li>● 国連安保理決議1325号「女性・平和・安全保障<sup>65</sup>」に基づく国内行動計画の策定と実施への支援</li> <li>● 女性の参画を確保した紛争や気候変動・災害に関する早期警戒、早期対応メカニズムの構築</li> <li>● 女性の参画を確保した信頼醸成、コミュニティの再建に向けた支援計画の策定と活動への支援</li> <li>● 紛争/気候変動・災害による、女性の難民・国内避難民の保護やエンパワメントに向けた支援計画の策定と活動への支援</li> <li>● 気候変動/災害・復興に関する、グローバルなジェンダーネットワーク(気候変動 女性グループ、災害ジェンダーステークホルダーグループなど)や国連防災機関(UNDRR)などとの連携・協力体制の強化</li> <li>● 仙台防災枠組(2015-30)、パリ協定、環境関連の各種条約(生物多様性、森林、海洋資源など)に基づき、女性の参画を確保し、ジェンダー視点に立った国や地域の気候変動/防災・復興計画の策定・実施への支援</li> <li>● 女性の参画を確保した気候変動/災害リスク管理委員会の設置と活動への支援</li> <li>● 女性の平和と安全を保障する法・司法制度の構築と運用に向けた支援(ジェンダー平等を推進する視点に立った警察、法・司法改革、警察官や法・司法関係者へのジェンダー研修、女性人材の育成)</li> </ul>
	女性の可能性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紛争/気候変動・災害影響地域における女性たちの組織化や活動、地域の意思決定の場や政治参画への支援</li> <li>● 紛争や気候変動・災害影響地域における女性たちの教育や健康、生計向上や経済的な自立に向けた支援</li> <li>● 地域の信頼醸成や紛争解決、予防に向けた女性リーダーの育成や能力強化</li> <li>● 地域における女性の気候変動・防災リーダーの育成と能力強化</li> <li>● 女性に対する気候変動・防災研修(緊急人道支援、災害対応、復興も含む)</li> <li>● 女性警察官や女性検察、弁護士、ソーシャル/ヘルスワーカー、女性消防団、女性防災士などの組織化や能力強化に向けた活動への支援</li> <li>● 紛争/気候変動・災害影響地域における女性の生活向上に直結するインフラの整備(井戸や給水所、市場や保育所、介護施設等の整備、電化や上下水道の整備、バスや電車などの交通インフラの整備)</li> </ul>



## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
平和と安全、治安の維持に向けた取り組みへの女性の参画とリーダーシップの推進	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の平和と安全に果たす女性の役割や貢献にかかる啓発や教育</li> <li>● 無償の家事・ケア労働の公平な分配(分担)に向けた啓発と教育</li> <li>● 紛争予防や解決、調停に取り組む地域の女性団体やNGOの活動への支援</li> <li>● 気候変動/災害・復興に取り組む地域の女性団体やNGOの活動への支援<sup>66</sup></li> <li>● 地域の平和と安全に果たす女性の役割や貢献にかかる調査研究を行う研究者やNGOへの支援</li> </ul>
ジェンダーに基づく暴力や有害な慣行の撤廃	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SGBV(人身取引やオンライン上の暴力、児童婚や早期結婚含む)の撤廃や適正な処罰に向けた法整備や政策の策定に向けた支援(暴力の予防や被害者の保護、自立と社会復帰、加害者の訴追に向けた法律や政策、行動計画の策定への支援)</li> <li>● SGBVの撤廃に向けた取り組みを実施している機関に対する(直接的・間接的)投融資の強化</li> <li>● SGBVの被害者の保護や被害の通報を目的としたホットラインの設置(女性省や社会福祉省、警察など)</li> <li>● 病院内へのワンストップ支援センターの設置と支援ネットワークの構築、医療従事者のSGBV被害への対応能力の強化</li> <li>● 一時保護施設(セーフハウスやシェルター等)や、被害者の心身のケアや法・司法サービスへのアクセスを支援するワンストップセンターの整備</li> <li>● ソーシャルワーカーやDV相談員などの支援人材の育成や支援能力の強化</li> <li>● 離婚や家族・地域との和解に向けた調停サービスの提供に向けた支援(人材育成や制度制度含む)</li> <li>● 学校や企業、職場における相談窓口の設置や整備、人材育成</li> <li>● 被害女性が中長期に滞在できるシェルターの整備を含め、中長期の視点で被害者の自立と社会復帰を支援するセンター等の整備に向けた支援</li> <li>● 捜査機関や司法機関の適正な法執行能力の強化や人材育成(警察や弁護士など、暴力の被害者の救済や保護、加害者訴追に携わる人材の育成や支援能力の強化への支援)</li> <li>● 女性警察官や女性弁護士、女性裁判官や検察官の育成</li> <li>● 女性の安全を守るための街灯や電灯などの設置や、女性が利用しやすい場所への給水所や公衆トイレ等の整備</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
ジェンダーに基づく暴力や有害な慣行の撤廃	女性の可能性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の組織化やサバイバー・ネットワークの形成に向けた支援</li> <li>● NGOや自助グループへの支援を通じた被害者の心身の回復に向けた活動への支援(ピアカウンセリングや裁縫や料理教室、スポーツ活動など、被害者の心身の回復に向けた活動実施への支援)</li> <li>● 被害を生き抜いた女性や少女の教育の継続や、就業・雇用、起業、政治・社会参画への支援(職業訓練の実施やビジネス計画の策定、マネジメントや経営にかかる研修、ファイナンス強化、リーダーシップ研修の実施など含む)</li> <li>● 女性や少女にとって安全で利用しやすい場所への給水所や公衆トイレの整備、街灯や電灯などの設置</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力防止に取り組む地域人材(男女)の育成</li> <li>● ポスター等の作成やメディアへの働きかけを通じた地域レベルにおける暴力防止や被害女性の人権にかかる啓発や教育の実施。(地域の男性や女性、有職者、民間や社会企業家等の意識と行動の変容に向けた取り組み)</li> <li>● 地域や学校におけるジェンダー平等や暴力の防止に向けた啓発や教育の実施(早期結婚や若年妊娠の防止に向けた健康及び性教育含む)</li> <li>● 暴力の防止や撤廃に向けた市民団体や女性NGOへの支援</li> <li>● JICA事業を実施する関係者(政府カウンターパート、JICA職員やナショナルスタッフ、専門家、コンサルタント、ボランティアなど)へのSGBV防止(性的搾取及び対価型セクハラ等も含む)に向けた研修の実施</li> </ul>

### Ⅲ 女性の生涯にわたる健康と教育の推進

女性が年齢や置かれた境遇にかかわらず保健医療サービスや教育機会にアクセスし、健康で尊厳のある生活を送ることは人間らしく生きていくために不可欠です。しかしながら、ジェンダーに基づく差別や有害な慣習・慣行(harmful practice)によって、多くの開発途上国の女性や少女たちの保健・医療サービスや教育を受ける機会や権利は疎外されています。HIV検査サービス、避妊具の販売・配布、安全な人工妊娠中絶、生理用品の確保といった、女性の性と生殖に関する健康や権利にかかるサービスの提供は後回しにされがちであり、意図しない妊娠が増加するとともに、いまだ多くの女性や少女たちが妊娠や出産で命を落としています。また、乳がんや更年期など、女性特有の健康課題、様々な障害をもつ女性先住・少数民族の女性などへの取り組みも後回しにされがちです。難民・国内避難民キャンプ、海外出稼ぎ労働などを含め、紛争や貧困などにより安全な水や衛生施設が整備されていない地域で生活する女性や少女たちは特に甚大な健康リスクにさらされています。また、中等・高等教育の就学率、技術・職業訓練の受講率などに関しては、依然として職種や専門分野によるジェンダー格差が残り、女性や先住・少数民族の女性たちの進学先は限定的な専攻分野に留まるとともに、女性の選択肢の幅や自己実現の可能性などを狭めています。

JICAの取り組みにおいては、母子保健や保健システムの強化や、女性の性と生殖の健康と権利(Sexual Reproductive Health Rights: SRHR)にかかる情報やサービスの推進、意図しない妊娠・出産、児童婚などに伴う早すぎる妊娠・出産などの予防や、自身の健康や身体に関する女性や少女たちの自己決定権の強化に向けた取り組みを通じて、女性の生涯にわたる健康の推進を支援していくことが必要です。その際には、さまざまな障害をもつ女性の性と生殖の健康と権利を保障するための支援も不可欠です。

また、初等から高等教育のすべての段階において、性別に基づく固定観念と偏見をなくし、性別、居住地、年齢、障害の有無、経済状況や置かれた境遇にかかわらず、女性や少女が生涯にわたる教育や学習の機会を保障されるための取り組みを強化していくことも重要です。あわせて、女性の参加が相対的に制限されてきた、科学・技術・工学・数学(Science, Technology, Engineering and Mathematics: STEM)分野や、情報・コミュニケーション、ビジネス・マネジメント、医療、法律、経済・貿易、金融などの分野への女性の参加や女性研究者の育成などを支援していくことが必要です。産業・技術革新が進み、情報化を含めて社会・経済のあり方が大きく変容しつつある21世紀において、STEMやICT領域における女性の教育を推進することは、人材プールを拡大するとともに、地域や社会の創造性やイノベーションを高め、経済成長と生産性の向上につながる取り組みです。女性と男性、及び多様な人々がともに進める技術革新によって、ジェンダー平等な社会の変革が一層進むことも期待されます。

### 主要な取り組み領域

- 母子保健や女性の性と生殖に関する健康と権利の向上
- 女性や少女の持続的で平等な教育機会の確保
- 女性の高等教育/STEM・ICT教育の推進



Photo: JICA / Mika Tanimoto

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
母子保健や女性の性と生殖に関する健康と権利の向上	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子保健やSRHRサービスの提供を含め、女性特有の疾病対策に向けた地域保健システムや医療・保健サービス提供体制の強化(HIV/AIDSや乳がん、子宮がん等の対策に向けた取り組み、女性障害者にも届く支援体制の構築、難民・国内避難民、海外出稼ぎ労働者の女性などへの支援体制も含む)</li> <li>● 病院内へのワンストップ支援センターの設置と能力強化支援(保健医療従事者のSGBV被害への対応に向けた能力強化支援含む)</li> <li>● 地域人材の育成や保健・医療従事者へのジェンダー研修の強化</li> <li>● 女性の保健・医療従事者が働きやすい環境整備への支援(生理用品などの供与や、保育所、宿泊施設の整備などの労働環境の整備)</li> <li>● 女性の保健・医療従事者の意思決定への参画やリーダーシップの推進に向けた政策・制度の整備</li> </ul>
	女性や少女の能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性や少女への保健や衛生教育、栄養指導の実施</li> <li>● 女性や少女への性と生殖の権利と健康やセクシュアリティに関する教育(初等教育からの包括的な性教育)<sup>67</sup>の推進</li> <li>● HIV/AIDS、その他の性感染症にかかる情報の提供</li> <li>● 地域の女性や少女たちの組織化と活動への支援</li> <li>● 女性の生活に直結するインフラの整備(井戸や給水所、市場や保育所、介護施設等の整備、電化や上下水道の整備、バスや電車などの交通インフラの整備)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性や少女への健康に関する男性や地域の啓発や教育</li> <li>● 女性や少女の障害者の権利に関する地域の啓発や教育</li> <li>● 女性が世帯や地域の健康に果たしている役割や貢献に関する啓発(ポスターやメディアなども活動)</li> <li>● 男性・男子に対するHIV/AIDS研修やセクシュアリティ教育(初等教育からの包括的な性教育)の強化</li> </ul>
女性や少女の持続的で平等な教育機会の確保	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセスと質の両面でジェンダー格差を是正し、ジェンダー平等な教育を推進する政策や制度、組織体制の強化(フォーマル/ノンフォーマル教育、Early Childhood Education(ECE)、女性障害者や先住・少数民族の女性などへの教育の推進)</li> <li>● 児童婚や早期結婚、その他の有害な慣行の撤廃に向けた法整備や政策の策定に向けた支援</li> <li>● 農村部や遠隔地における少女の進学を推進する施策の導入(スクールバス導入や寮の建設への補助や奨学金の提供など)</li> <li>● ジェンダー平等を推進するための教員教育や教材開発等への支援</li> <li>● 女性教員(特に農村部出身の女性教師)の採用や育成、能力強化に向けた行動計画の作成</li> <li>● 女性・少女への遠隔教育/ノンフォーマル教育に必要な機材の供与と環境整備、教員研修</li> <li>● 学校(初等教育から高等教育まで)における、学生と教員、教育関係者に対するセクシャル・ハラスメントの防止に向けたガイドラインの作成</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性や少女の持続的で平等な教育機会の確保	女性や少女の可能能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女兒や思春期の少女が学校にて安全で衛生的に使えるトイレや更衣室、適正な価格で入手できる生理用品、寮などの施設整備を通じた学習環境の改善</li> <li>● 女性や少女(女性障害者、先住・少数民族の女性等も含む)への奨学金の供与</li> <li>● 女性や少女の無償の家事・ケア労働の負担の削減に向けた生活インフラの整備(女性や女兒が安心して利用しやすい給水所の整備や燃料の確保、安全な交通インフラの整備、保育所や上水道の整備や電化による家事労働の負担の軽減に向けた取り組み等)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女子学生の退学防止に向けた保護者や地域への啓発活動の実施</li> <li>● ジェンダー平等な教育の推進に向けたメディア関係者の能力強化</li> <li>● 児童婚や強制結婚、早婚、有害な慣行の撤廃に向けた啓発や教育</li> </ul>
女性の高等教育/STEM・ICT教育の推進	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性や少女のICTやSTEM教育の推進に向けた国や高等教育機関の政策や行動計画の策定支援</li> <li>● STEM領域の女性研究者や女性教員の育成と採用に向けた行動計画の策定と実施への支援(大学の面接や選考プロセスにおけるバイアス除去に向けた研修の導入など含む)</li> <li>● 理数科(STEM)の教員や高等教育、研究機関の関係者に対するジェンダー研修の強化</li> <li>● 学校や教育機関におけるセクシャル・ハラスメントの防止やセクシュアリティ教育に向けたガイドラインの作成</li> <li>● 女性や少女のニーズを踏まえた高等教育施設の整備(トイレや更衣室、保育所の設置など)</li> <li>● 女子学生のSTEM分野での学びの継続に向けたメンタープログラムの設置</li> <li>● キャリア相談制度の設置(女性のライフキャリア形成に関する情報提供の充実化、キャリア・プランニング・コンサルタントの育成、民間企業への女子学生のインターンシップ制度の導入等)</li> <li>● 積極的に女性の研究者やエンジニアを採用する企業への支援(補助金の制度の導入など)</li> </ul>
	女性や少女の可能能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困世帯や少数民族出身の女子学生への奨学金や、女性教員・研究者への研究支援金の供与、女子寮への支援など</li> <li>● 女子学生のネットワーク強化と活動への支援(リーダーシップの育成に向けた研修、女性固有のニーズやジェンダー平等を推進する視点に立った研究への支援)</li> <li>● 女子学生のニーズを踏まえた学校・教育・研究施設の整備(トイレ、更衣室、寮、保育所等)</li> <li>● 高等教育で自然科学を専攻する女子の増加に向けた交流事業等の実施支援(現役の女子大学院生と女子中学・高校生を対象とする交流事業等の実施支援等)</li> </ul>



## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性の高等教育/STEM・ICT教育の推進	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 工学やIT、自然科学分野における女性の能力や役割に関する教師や地域社会への啓発・教育(少女が活躍している映画の上映、成功モデルの共有等)</li><li>● 男子学生に対するジェンダー研修やセクシュアリティ教育の実施</li><li>● 女性インターンや研究者・エンジニアを採用する民間企業、NGO等との連携を通じた地域の啓発や教育活動の実施</li></ul>



Photo: Mari Usami

## IV ジェンダー平等なガバナンスの推進

女性に差別的な法律や政策・制度、社会の慣習や慣行は、社会のあらゆる側面に存在するとともに、国や地域の政治や行政、企業や職場の意思決定の場における女性の参画を阻んでいます。「政治は男性の仕事であり、女性は口を出すべきではない」といった考え方が根強く残る中、国会や地方議会、内閣、司法、地方自治体といった主要な意思決定機関における女性の参画の割合は低いレベルに留まり、女性の利益と関心は国や地域の政治や政策立案の場に反映されにくいのが現状です。裁判官、検察官、弁護士等の法・司法や安全保障分野における女性の代表制は十分に確保されておらず、土地の相続や所有、結婚や離婚、子どもの親権、DVや性暴力被害について女性に不利な決定がなされることも少なくありません。企業、官庁、政党、メディアなどの組織において男性が女性より多く採用され、優先的に昇進していく現象が広く生じています。

JICAの取り組みにおいては、立法、司法、行政のすべてにおいてジェンダー平等な法律や政策・制度を整備するとともに、国や地方の政治や、行政のあらゆる合意形成や意思決定の場における女性の参画を推進するための取り組みを行っていくことが必要です。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を担う女性省や関連部局(ナショナル・マシーナリー)を支援して、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する国家開発計画や戦略、行動計画、年次計画等の策定の支援を行う取り組みは重要です。また各関連省庁や地方政府への支援においてもジェンダー平等と女性のエンパワメントが促進されるような施策や事業の立案、実施やモニタリング・評価への支援を行うことが必要です。そのためには、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立った統計整備や予算の策定と配分に向けた取り組みを進めていくことも有効です。また、メディアや教育現場、企業の組織文化や環境改善に取り組むとともに、女性裁判官や検察官、弁護士、警察官などの法・司法分野における女性人材や、女性行政官、女性ジャーナリストや研究者の育成や能力強化に向けた取り組みも重要です。

### 主要な取り組み領域

- 女性の政治参加とリーダーシップの促進
- ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する公共政策の整備
- ジェンダー平等な法・司法整備
- ジェンダー平等を推進するメディアの構築と民主化

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性の政治参加とリーダーシップの促進	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の参政権を保障する法律や政策、選挙制度の整備(クォーター制の導入等含めて検討)</li> <li>● 女性の有権者登録への支援(男女別の窓口の設置、女性のための選挙人登録チームの組織化や教育、出生登録を含む女性の法的な身分証明書の発行や提供に向けた支援、非識字女性や身分証明書をもたない女性の選挙人登録制度の構築など)</li> <li>● 女性の投票活動への支援(女性がアクセスしやすい場所への投票所の設置、非識字者に配慮した投票用紙の作成など)</li> <li>● 選挙監視や実施機関の関係者へのジェンダー啓発研修の実施</li> <li>● 議会運営や選挙管理におけるジェンダー差別の撤廃に向けた政策・制度整備、人材育成</li> <li>● 女性政治家に対する同僚議員及び有権者などからのセクシャル・ハラスメント対策への支援(法整備、ガイドラインや相談窓口の設置など)</li> </ul>
	女性の可能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性有権者への選挙教育</li> <li>● 女性に対する政治教育とリーダーシップの育成に向けた研修</li> <li>● 女性政治家の組織化やネットワークに向けた支援</li> <li>● 女性の無償の家事・ケア労働の負担の削減に向けたインフラの整備(井戸や給水所、市場や保育所、介護施設等の整備、電化や上下水道の整備、バスや電車などの交通インフラの整備)</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の選挙・被選挙権や政治参加にかかる地域や学校での啓発や教育</li> <li>● 女性の政治家の活躍を描く啓発教材の作成</li> <li>● 女性の政治参加を支援する市民団体やNGOへの支援</li> <li>● 地域の男性有力者や宗教リーダーを対象とした、女性の権利や政治参加に関する啓発活動の実施</li> <li>● 女性の政治家に対する同僚議員及び有権者からのハラスメントの撤廃に向けた啓発活動の実施</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する公共政策の整備	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたナショナル・マシナリー(女性省等)の能力強化(ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた政策、戦略、行動計画の策定への支援、ジェンダー視点に立った計画立案やモニタリング・評価、ジェンダー統計やジェンダー予算の実施と促進に向けた能力強化等)</li> <li>● 事業実施官庁や地方自治体に設置されているジェンダー平等推進部局のジェンダー主流化推進能力の強化(ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた政策や戦略、行動計画の策定、行政官に対するジェンダー分析やジェンダー視点に立った計画立案・実施・モニタリング・評価能力の強化、ジェンダー統計やジェンダー予算の実施と促進に向けた能力強化等)</li> <li>● 女性行政官の積極的な採用と管理職への登用の促進に向けた政策や戦略の策定と実施への支援(女性行政官の高等教育への進学支援など含む)</li> <li>● セクシャル・ハラスメント対策に関する規定の策定や相談窓口の設置</li> </ul>
	女性や少女の可能能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性行政官が働きやすい環境整備への支援(職場や研修所における託児所、更衣室や寮の設置、移動や交通手段の提供)</li> <li>● 女性行政官の組織化やネットワーク強化に向けた支援</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民組織や女性NGOによる政府へのチェック機能強化に向けた支援</li> <li>● 地域の男性有力者や宗教リーダー、一般住民を対象とした、女性の権利やジェンダー平等に関する啓発活動の実施</li> </ul>
ジェンダー平等な法・司法整備	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の人権保障ならびにジェンダー平等を推進する視点に立った法律の制定や改正に向けた支援(婚姻、離婚、遺産相続、財産権の保障、SGBVの処罰化、裁判手続きへの参加など)</li> <li>● 法・司法関係者に対するジェンダー研修</li> <li>● 女性人材(女性教官や警察官、裁判官、検察官や弁護士等)の採用と育成、能力強化に向けた政策や行動計画の策定に向けた支援</li> <li>● ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する政府機関、NGOなどの市民団体のネットワーク強化</li> <li>● 不利益を受けた女性に対する救済措置の導入と実効性の確保</li> </ul>
	女性や少女の可能能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の女性に対する法知識や情報の提供</li> <li>● 地域の女性の組織化と活動の実施に向けた支援</li> <li>● 地域の女性や支援を必要とする女性へのリーガルサービスの提供</li> <li>● 女性リーガル人材の育成と能力強化、ネットワークの構築に向けた支援</li> <li>● 女性リーガル人材の労働環境の整備に向けた取り組み(保育所や更衣室等の設置、他)</li> <li>● 女性リーガル人材と地元の市民団体、女性NGOとのネットワークづくりの促進</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
ジェンダー平等な法・司法整備	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民や市民へのジェンダー教育や法意識の醸成に向けた啓発</li> </ul>
ジェンダー平等を推進するメディアの構築と民主化	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の人権と尊厳、ジェンダー平等を保障する視点に立った報道規定の策定</li> <li>● 報道やメディア関係者へのジェンダー研修、セクシャル・ハラスメント防止研修・啓発の実施</li> <li>● 女性をとりまく現状やジェンダー課題の解決、社会のあらゆる分野における女性のリーダーシップを醸成するための報道や番組の作成に向けた支援</li> <li>● 女性メディア人材の採用と活躍の促進に向けた計画策定や実施への支援</li> <li>● メディアにおける女性の描かれ方や、AIにおけるジェンダーバイアス、メディアの意思決定への女性の参画などに対する調査研究の実施等への支援</li> <li>● メディアで働く女性人材に対するセクシャル・ハラスメント対策の強化</li> </ul>
	女性の能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性メディア人材の能力強化や働きやすい環境整備に向けた取り組み(研修所における託児所、更衣室や寮の設置)</li> <li>● 女性メディア人材のネットワークの構築への支援</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディアに対してジェンダー平等の推進や女性に対する暴力(セクシャル・ハラスメント含む)の撤廃にかかる観点からの監視を行うNGOや市民団体の活動への支援</li> <li>● 地域の男性有力者や宗教リーダー、一般住民を対象とした、女性の権利やジェンダー平等に関する啓発活動の実施</li> </ul>

## V 女性の生活を豊かにする質の高いインフラの整備

多くの開発途上国において、女性は生産労働のみならず、家事労働、水汲みや薪集め、家畜の世話、子どもの送り迎えや病院や高齢者の介護などの家事・ケア労働に携わっています。女性の家事・ケア労働と生産労働をあわせた生活活動時間は、概して男性より長く、女性は子どもや高齢者、病人の世話をしながら農作業をしたり家事をしたりと、複数の仕事を同時に行っている場合も少なくありません。電気や飲料水、上下水道などの衛生設備や公共サービス、女性が利用しやすい交通や道路等のインフラが整備されていない地域で生活する女性にとっては、料理や水汲み、洗濯なども過重労働であり、これらの無償の家事・ケア労働の負担は、女性が余暇を楽しむ時間を奪うとともに、教育の機会や経済活動への参加を阻む大きな障壁となっています。

また、女性の多くは経済活動に従事し、世帯の家計や地域の経済発展に貢献していますが、女性が安心して利用できる空間や移動手段は限られている場合も少なくありません。地域や都市に公衆トイレや公民館、スポーツ施設、公園、地域の集会所、公共交通網が整備されていても、文化的・社会的な制約や性暴力のリスク、セクシャル・ハラスメントへの恐怖心によって女性や少女は利用できない場合もあります。また、近年はエンジニアや建築学を学ぶ女性も増えてきていますが、これらの業界における男性優位の慣習や慣行は根強く、こうした専門性を持った女性の活躍は大きく阻まれているのが現状です。

JICAの取り組みにおいては、女性や少女の無償の家事・ケア労働の利便性を高めるための生活インフラの整備や、女性の平和と安全を守り、社会・経済参加を後押しする視点に立った公共インフラの整備をすすめていくことが必要です。例えば、農村部においては、女性の水汲み労働を軽減し、安全な飲料水を提供するための給水システムや井戸の整備、暴力の被害者を保護するためのシェルターやセーフハウス、学校・病院・市場などの建設のほか、それらへの移動時間が軽減されるような農道や幹線道路の整備、多様な交通手段の提供や交通網の改善、農村電化やバイオガスなどのエネルギーの普及による家事の軽減に向けた取り組みは女性がより健康で豊かな生活を送るために必要です。また、都市部においても、女性が安心・安全に使える公共トイレの設置や夜間の移動の安全性のための街灯の設置(Safe City)、暴力の被害者を保護し、その自立や社会復帰を支援するためのシェルターやワンストップセンターなどの整備を進めるとともに、女性や社会的に脆弱な状況におかれた人々が利用しやすい交通や都市インフラの整備などを行い、女性が安全・安心して社会進出を行い、労働生産性を高めていくための取り組みを進めていくことは、女性およびその家族がより良い暮らしを実現するのみならず、社会全体の経済の活性化にもつながります。これらの取り組みに際しては、女性の運転手や車掌、エンジニア、土木技師、建築家など、女性の技術者や専門家の育成や登用、リーダーシップを推進する視点に立った取り組みを推進していくことも重要です。



### 主要な取り組み領域

- 女性の無償の家事・ケア労働の利便性を高める生活インフラの拡充
- 女性の社会・経済参画を後押しする都市や地域インフラの整備



Photo: JICA/Shinichi Kuno

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性の無償の家事・ケア労働の利便性を高める生活インフラの拡充	政策・制度・組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連省庁や実施機関、関連組織における関連政策や戦略、行動計画の策定への支援</li> <li>● ジェンダー分析やジェンダー視点に立った計画立案・実施・モニタリング・評価能力の強化、ジェンダー統計やジェンダー予算の実施と促進に向けた人材育成への支援</li> <li>● 関連省庁や実施機関、関連組織における女性職員の雇用、女性用施設の整備、労働条件の整備、平等な研修機会の提供、同一価値労働同一賃金の導入に向けた支援</li> <li>● 当該分野における女性の運転手や車掌、エンジニア、土木技師、建築家など、女性の技術者や専門家の育成と登用にに向けた計画策定と実施への支援</li> <li>● 建設工事の現場における女性管理者や労働者の雇用、女性用施設の整備、同一価値労働同一賃金導入への支援(入札図書への明記など)</li> <li>● 業者や工事従業者へのジェンダー研修やSEAHや性感染症予防に向けた教育の実施</li> <li>● 女性の水汲み労働を軽減し、安全な飲料水を提供するための上水道や井戸・給水施設の整備、女性や少女たちのニーズを踏まえた公営住宅・学校・病院・公衆衛生施設・市場・保育所・ごみ収集場などのインフラ整備事業計画の策定と実施への支援</li> <li>● 女性のニーズを反映した農道の整備や、女性に対する多様な交通手段の提供、女性の無償の家事・ケア労働や生活上のニーズを踏まえた交通網の改善のための事業計画の策定と実施への支援</li> <li>● 家事労働の軽減に向けた農村電化やバイオガスなどのエネルギーの普及(調理時間の軽減、電気ポンプ式の井戸の設置、薪炭材を使用する場合でも、煙が出ない、燃料効率が良く節約型の調理器具の改善など)に向けた事業計画の策定と実施への支援</li> </ul>
	女性や少女の可能能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性住民や女性組織に対する公聴会や住民会合の実施</li> <li>● 地域の女性や少女に対する生活インフラ施設の維持管理や利用にかかる訓練や研修の実施</li> <li>● 生活インフラ建設工事にかかる地域女性への訓練や研修の実施</li> <li>● 女性のエンジニアや建設工事労働者へのOJTや研修機会の提供</li> <li>● 女性従業員や労働者が働きやすい環境整備に向けた取り組み(職場や研修所における託児所、更衣室や寮の設置、セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置など)</li> <li>● 女性が生活インフラ建設の監督者や責任者になれるようなライフプランへの支援</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の無償の家事・ケア労働の負担の実態にかかる地域の啓発や教育</li> <li>● 公共施設やサービスの利用にかかる地域の啓発と教育</li> <li>● HIV/AIDS対策や予防、SGBVの防止にかかる地域への啓発や教育、活動の支援</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
<p>女性たちの社会・経済進出を後押しする都市や地域インフラの整備</p>	<p>政策・制度・組織体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連省庁や実施機関、組織におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた政策や戦略、行動計画の策定への支援</li> <li>● ジェンダー分析やジェンダー視点に立った計画立案・実施・モニタリング・評価能力の強化、ジェンダー統計やジェンダー予算の実施と促進に向けた人材育成</li> <li>● 関連省庁や実施機関、関連組織における女性職員の雇用、女性用施設の整備、労働条件の整備、平等な研修機会の提供、同一価値労働同一賃金の導入に向けた支援</li> <li>● 当該分野における女性のエンジニアや土木技師、建築家など、女性の技術者や専門家の育成と登用に向けた計画策定と実施への支援</li> <li>● 建設工事の現場における女性の雇用、女性用施設の整備、同一価値労働同一賃金導入への支援(入札図書への明記など)</li> <li>● 業者へのジェンダー研修やセクシャル・ハラスメント防止に向けた研修の実施</li> <li>● 業者や土木工事従事者へのジェンダー研修やSEAHやHIV/AIDSの防止に向けた研修や教育の実施</li> <li>● 道路、発電所、灌漑、上下水道施設、給水施設、橋、港湾、電力、都市開発等の整備計画策定への支援において、女性の生活への影響を把握するための調査や平等な裨益を促進するための活動の実施</li> <li>● 住民移転時の措置(移転計画には女性世帯主世帯への追加補償及び生計手段に影響を受ける男女への同額の補償を明記、移転先の土地を夫婦名義とするなどの措置)</li> <li>● 不利益を受けた女性に対する救済措置の導入と実効性の確保(例:セクシャル・ハラスメント対策に関する規定の策定や相談窓口の設置、女性の雇用や生計向上に向けた取り組み)</li> <li>● 女性が利用しやすい交通インフラ整備や都市開発に向けた支援(女性の移動や利用パターンや利用における障壁などの分析も踏まえた支援計画の策定や実施への支援:女性専用車両の設置、男女別トイレや十分な照明、非常通報ボタン、防犯カメラ、男女別窓口、授乳スペースや男女の警備員配置、障害者、女性、子ども、高齢者等の優先席の設置、ユニバーサルデザインの採用、女性のニーズに対応した交通計画の整備と運用など)</li> <li>● 女性が学べるコミュニティセンターや公民館、シェルター、ワンストップセンター、セーフハウスなどの女性専用の空間や施設の整備</li> </ul>

## 具体的な取り組み(例)

取り組み領域	3つの側面	具体的な取り組みやアクション(例)
女性たちの社会・経済進出を後押しする都市や地域インフラの整備	女性や少女の能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性住民や女性組織に対する公聴会や住民会合の実施支援</li> <li>● 地域の女性や少女に対するHIV/AIDS予防に向けた研修</li> <li>● 地域の女性や少女に対する建設工事にかかる訓練の実施</li> <li>● 女性のエンジニアや土木技師、建築家、建設工事労働者へのOJTや研修機会の提供</li> <li>● 女性従業員や労働者が働きやすい環境整備に向けた取り組み(職場や研修所における託児所、更衣室や寮の設置)</li> <li>● 女性エンジニアなどのネットワークの構築支援</li> <li>● 女性が監督者や責任者になれるようなライフプラン人への支援</li> </ul>
	地域社会の意識・行動変容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の社会・経済参加にかかる地域の啓発や教育(メディアやポスター、ロールモデルの普及など)</li> <li>● 施設の利用や運用に関する地域の啓発と教育</li> <li>● SGBVやHIV/AIDS対策に向けた地域への啓発や教育</li> </ul>



Photo: JICA



## クラスター事業戦略

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けて、JICAは5つの優先取り組み課題を設定し、あらゆる事業へのジェンダー主流化を推進します。同時に、より効果的かつ有効にジェンダー平等な社会変革を進めていくために、「ジェンダースマートビジネスの振興」と「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に向けた取り組みを新しくクラスター事業<sup>68</sup>として掲げ、国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大をめざしていきます。

### ジェンダースマートビジネスの振興

ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興とは、ジェンダー平等と多様性を重んじる組織文化を醸成し、良質かつ適正価格で利便性の高い“女性フレンドリー”な製品・サービスが市場から提供されることを促進することです。女性の登用・経済参画は、新たな市場機会の創出とビジネスパフォーマンスの向上にもつながります。JICAは、よりインクルーシブな市場ダイナミズム形成のカタリストとして、公的機関の政策・制度整備、官民関係者の人材育成、リソース動員を推進し、女性の起業やリーダーシップ、就労の促進と、インフォーマルビジネスを含む市場の拡大や課題解決を図ります。

### ジェンダーに基づく暴力の撤廃

ジェンダーに基づく暴力(SGBV)は女性や少女の心身の健康や人権を脅かし、地域の社会・経済参画を阻んでいる深刻な社会課題です。ジェンダーに基づく暴力によって生じる世界経済の損失は、医療や社会福祉費の増加、女性の労働生産性の低下による影響を含め、年間で世界のGDPの2%を占める額(1.5兆ドル)にも上っています。JICAはあらゆるSGBVの撤廃に向けて、JICA事業において、スキーム・横断的にSGBVの防止や撤廃に向けた取り組みを主流化し、暴力を容認しない組織や社会づくりを推進していきます。同時に、民間企業や市民社会との連携を強化しつつ、SGBV被害当事者の保護と救済、自立と社会復帰に向けた支援サービスの強化と拡大に取り組みます。





# PART 3

## 支援に際しての留意点

～自分の中に潜む思い込みや無意識の偏見を考える～





自分の中に潜む

「思いこみ」や「無意識の偏見」を  
意識しよう。

そして、

社会の構造に問題がある

という発想をもち、

当事者の声に耳を傾けよう。

大事なことは

「変える」意思を持つこと





# Part 3

## 支援に際しての留意点

～自分の中に潜む思い込みや無意識の偏見を考える～

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた国際協力の実践において、一番の障壁は、実は私たち自身の中に潜む「思い込み」や「無意識の偏見」です。ジェンダーに基づく固定概念(ステレオタイプ)が浸透する社会で生まれ育った私たちは、ジェンダーに基づく「常識」や「社会通念」を内面化しています。「男だから」や「女だから」など、自分や他人の行動を「性別」と結びつけて考えてしまう意識や偏見は誰にも潜んでいます。

国際協力事業へのジェンダー主流化に際して、何か迷い、躊躇する際には、そこに自分自身の思い込みや偏見があるのではないかと少し立ち止まって考えてみましょう。そして、女性や少女を含め、現場の当事者の声を丁寧に聞きましょう。思い込みを排除し、客観的に現状やその背景を理解しよう意識するだけでも、いろいろな場面で適切に行動することができるようになります。

PART3では、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた国際協力の実践に際して、頻繁に寄せられる質問と回答を紹介します。ここで示している回答は、必ずしも唯一の正解ではありません。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に関する誤解や無意識の偏見を少しでも取り除き、事業において質の高いジェンダー主流化を進めるきっかけとなることをめざしています。以下の事例を参考にしながら、まずは周囲の人や自身が携わる事業関係者と議論するところからはじめてみませんか。

“ほとんどの場合、  
私たちが特定の人種や性別に対してどのように考えるかは、  
意識的な思考を経ずに決まる。  
ある人物の性別を知ると、  
自動的にジェンダーに関するバイアスが作動し、  
意図せずして暗黙の差別に陥ってしまうのだ”  
(イリス・ボネット 行動経済学者)

## ジェンダーよりも多様性？

Q

ジェンダー平等よりも多様性(ダイバーシティ)を推進することが重要ではないか。女性だけではなく『LGBT』の人々の課題についてもとりあげるべきではないか。

A

多様性を当たり前のこととして受け入れる社会を実現するためにも、ジェンダー平等の視点は不可欠です。ジェンダー平等を推進する視点がなければ今の差別的で不平等な社会構造の変革はできません。

近年、「女性差別だけを語る時代は終わった」「『LGBT』の権利保障についても取り組むべき」「ジェンダーはダイバーシティの一部に過ぎない」といった言葉を耳にする機会が多くなりました。確かに、私たちの社会には、ジェンダーのみならず、人種、階級・階層、性的指向・性自認、宗教、年齢、障害の有無などに基づくさまざまな抑圧や差別が存在しています。したがって、私たちは多様な角度から社会を見渡し、さまざまな抑圧や差別の形態やシステムを見直していく必要があります。また、「女性」というカテゴリーの内部にも、様々な差異と、それらによる差別構造が存在することを踏まえ、女性が抱える問題の「交差性(Intersectionality)<sup>69</sup>」や複合差別の構造を理解していくことが重要です。さらに、生物学的な性についても、生まれた時に他者により決められた性別と本人の性自認が一致していない人や、自分はどちらにも属したくないという人がいることを認識し、男性か女性の二元論ではなく、人の性には多様性があることを当たり前のこととして考えるような社会を実現する努力を進めていくことが重要です。

しかしながら、「多様性を受け入れる社会をめざすのだから、女性の視点から社会を捉えなおす必要はない」というわけではありません。私たちが生きる社会には、いまだに多くの性差別が存在しています。そして、歴史的に男性を優位とする社会構造を維持してきた国や地域において、性差別に苦しんでいる圧倒的多数は女性です。また、「LGBT」の人々の中でも、「男性」の経験と「女性」の経験は異なります。男性同性愛に比して女性同性愛は男性優位な家父長制の社会構造の中でより不可視化されてきました<sup>70</sup>。また、女性同性愛者は、男性同性愛者よりも収入が低く、貧困に陥りやすいという調査結果もあります<sup>71</sup>。

性的指向や性自認に基づく差別の解消も、既存の「男だから」「女だから」といった制約やジェンダー規範の変革なしにはありえません。人種やエスニシティ、階級、居住地、性的指向・性自認、障害の有無、宗教など、人間を分類し差異化するさまざまなカテゴリーとジェンダーとの相互関係についての考察を深めつつ、「男だから」「女だから」といった制約に縛られることなく、やりたいことを選び、生きていくことができる社会への変容をめざしているのがジェンダー平等と女性のエンパワメントの概念です。これは「LGBT」の人々の権利保障の視点を排除するものではなく、むしろ多様な性的指向や性自認を尊重するものであり、「LGBT」の人々が生きやすい社会の実現につながる取り組みでもあります。



## ジェンダー平等は西洋の価値観？

Q

ジェンダー平等といった西洋の価値観を途上国に押し付けるのはいかがなものか。私たちは対象地域の文化や伝統を尊重した支援を行う必要があるのではないかと。

A

ジェンダー平等と女性のエンパワメントは西洋社会のみならず開発途上国に生きる女性が希求し、形作ってきた価値観です。また、「文化」や「伝統」とされるものは、男性を優位とする社会の中で近代以降に創られた産物であるものも少なくありません。対象地域を取り巻く複雑な権力構造に注意を払いつつ、途上国の女性の視点や主体性を尊重した支援を行うことが重要です。

あらゆる分野の国際協力において「押し付け」にならない支援を進めていくことが重要です。一方で、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、「西欧社会の価値観の押し付けである」との考えがいまだに根強く存在しています。その背景には、女性の人権やジェンダー平等の概念は西洋社会によって形成されたものであるという誤解と偏見があります。また、開発途上国に住む女性を「人権や平等を希求しない存在」「従来の従属構造を無批判的に受け入れる無力で脆弱な存在」と見なす差別意識が無意識に内在している場合も少なくありません。

しかし、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、開発途上国に生きる女性が希求し、形作ってきた価値観でもあります。例えば、19世紀のインドネシアでは、労働者階級の女性がオランダによる植民地支配に対する抵抗運動を進めるとともに、女兒の教育や、女性の労働条件の改善を求める運動、児童婚への反対運動を進めました<sup>72</sup>。1939年には、女性の参政権を求める運動も起こしています<sup>73</sup>。植民地支配下のアフリカにも、ジェンダー関係の変革に向けて行動を起こしてきた女性たちが数多く存在しました<sup>74</sup>。ラテンアメリカ諸国でも、19世紀前半から女性は自らの政治や社会参加、法的権利を求める運動を展開してきています<sup>75</sup>。そして、現在も開発途上国の多くの女性が、女性の政治参加や、同一価値労働同一賃金の獲得、無償の家事やケア労働の公平な分配、性と生殖に関わる健康と権利の保障、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた運動や活動を活発に展開しています。これらの運動に直接的に携わらなくとも、人生における選択肢を広げ、尊厳をもって自分らしく生きていきたいと願っている少女や女性は多数存在します。

「文化の違い」や「伝統」という言葉で、事業へのジェンダー主流化に難色を示される場合は、誰がどのような意識でそうした言葉を用いているのか、またそこで表現されているものは現地の人々が一丸となって重視し、守りたいと思っている「文化」であり、「伝統」なのかを慎重に見極めていく必要があります。一般に、「伝統」や「文化」とされるものの多くは、男性を優位とする社会の中で近代以降に創り上げられた産物です。また、当該地域や社会の「文化」や「伝統」は必ずしも一様ではなく、時代とともに変化もします。私たちは、対象地域を取り巻く複雑な権力構造に注意を払いながらも、今を生きる途上国の女性の声を丁寧に聞き、彼女たちの視点や主体性を尊重しつつ、その意志と取り組みを後押しする支援を進めていくことが必要です。



## ジェンダー主流化は宗教に反するのか？

Q

宗教によって女性の役割や行動が厳格に規定されている国や地域でジェンダー主流化を推進するのは無理ではないか。

A

宗教で規定されている女性の役割や行動は、時代や地域でその解釈は異なっています。実際の生活では、その実践が必ずしも絶対視されていない場合も少なくありません。当事者である女性たちの声を丁寧に聞き、対象地域の実際の状況やニーズに応じた取り組みを進めていくことが必要です。

一般に多くの宗教は、「男らしさ」や「女らしさ」をその経典などで規定しています。例えば、仏教においては、女性は親、夫、子に従うべきだとする「三従」の教えや、女性は修行しても仏になれないとする「女人五障」などの教えが存在しています<sup>76</sup>。イスラムの規範の体系として位置付けられているシャリア<sup>77</sup>においても、「女性は慎み深くなければならない」「結婚すると妻は夫の支配下に置かれ、妻の従順と服従の代わりに夫による保護が受けられる」とされ、こうした考え方が多くのイスラム諸国の家族法の基礎になるとともに、女性の離婚や結婚に関する権利や、性と生殖に関する権利、相続権などを阻んでいます。

しかしながら、多くの場合、宗教の経典はその開祖の教えを弟子たちが「私はこう聞きました」と解釈してまとめたものです。また、経典は、実際には後世に成立したものも多く、読み飛ばされてきたものや、著された時代における社会の状況や関心に基づいて解釈されてきたものも無数にあると言われています<sup>78</sup>。イスラムにも画一的な教義はなく、時代や地域、土地柄に応じて解釈が変わる柔軟性をもっています。「現在の男女間の不平等や女性の従属性を生み出しているのはシャリア法ではなく、それを根拠に人が作った法である」とし、イスラムの教えに則った上で、女性の人権や社会正義と公正を実現しようとする「イスラミック・フェミニズム」の動きも多くのイスラム諸国において活発化してきています<sup>79</sup>。国際法や人権規約に基づいて女性の教育や就労、社会・経済参画の権利を保障するとともに、あらゆるジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた動きを強めてきている国も少なくありません<sup>80</sup>。厳格なイスラム支配で知られるサウジアラビアにおいても、DV禁止法や女性の参政権の成立、夫の許可が必要ない海外渡航、運転免許の取得などが認められるようになりました。

国際協力に従事する私たちも、宗教の名の下で思考停止に陥るのではなく、地域社会において、その宗教が実質的にはどのように機能しているのか、当該社会や地域の人々はその宗教の規範をどのように解釈し、実践してきているのなどを注意深く見極めていくことが重要です。そして、女性や少女を含め、地域の多様な人々の声を丁寧に聞いて、現地の実相やニーズに応じた取り組みを、現地の人々と一緒に考えていくことが必要です。



## 男女で仕事の向き、不向き？

Q

ジェンダー平等が大事なのは分かるけど、身体の違いもあるし、男女で仕事の向き、不向きがあるのではないか。

A

男女で仕事の向き、不向きがあるという考えは、科学的な根拠がなく、実は社会的な産物です。

そもそも男女に仕事の向きや不向きというのはあるのでしょうか？「女性は手先が器用で細かいことによく気が付くから、家事や育児、介護や福祉の仕事に適している」、「男性は腕力があるから力仕事に向いている」など、私たちはこうしたことを言いがちです。しかしながら、男女でこれを科学的に説明する調査結果があるわけではありません<sup>81</sup>。繊細な作業を得意とする男性もいれば、周囲の男性よりも体力に自信のある女性も多くなります。実際に、体力や筋力は性別によってのみ決まるものではなく、体格や育った環境にも左右され、同じ性別であっても個人差が大きいと言われていています。例えば、「女性はおしとやかに」といった環境で育てられてきた女性は、同年代のそうでない女性と比べると力が弱くなるとの調査結果もあります<sup>82</sup>。生物学的な性差と考えられているものは、実は社会的な産物である場合が少なくありません<sup>83</sup>。

また、「男性の脳は論理的思考に長けている」、「女性の脳は共感性に優れている」などといった言説が一般書やテレビ番組で話題になることもあります<sup>84</sup>、多数の事例の研究結果として、実際には脳梁の形や大きさにおける性差を示す十分な証拠はなく、人間の能力や認知・行動の間に決定的な性差があるという科学的証拠は得られていないのが現状です<sup>85</sup>。一部、脳の使い方やシナプスのつながりに多少の違いがあるという研究もありますが、それらは後天的なものであり、男女で脳に優劣はなく、思考の方向性にも差異はないと言われていています<sup>86</sup>。言語能力や空間認知能力、数学能力、攻撃性などにおいても自然科学的な観点から男女で顕著な性差は認められておらず、これらは経験や学習の影響が大きいと多くの科学者によって指摘されています<sup>87</sup>。

このように考えていくと、男性に何ができて何をすべきか、女性に何ができて何をすべきか、どのような職種や業務内容が誰にとって適しているかとされるのには、恣意的な側面が強く存在していることに留意が必要です。また、たとえ何かしら生物学的な性差があることを前提にしたとしても、そこに個人的な主観を持ち込んで、異なる処遇を正当化することは不当なことです。黒人だから、白人だから、日本人だからと、それだけの理由で役割や行動、生き方を決めつけるのが不当であり、差別であることと同じです。

## 男性だって差別されている？

Q

女性だけを優遇するのは男性に対する逆差別ではないか。

A

「逆差別」というのは、その前提に「平等」があってはじめて成立するものです。私たちは、男性の役割や行動に対するさまざまな固定観念をも排除する努力をしていく必要がありますが、女性の経験は、男性性を基準とする価値尺度が支配している社会の中で、集団として不当に区別されるという「構造的な差別」の経験であることを踏まえ、地域や社会に存在する不平等を是正するための取り組みを進めていくことが必要です。

ジェンダーに基づいて役割や行動を固定化するような考え方は、男性の生活や人生にも影響を与えています。「男性なんだから弱音を吐くな」、「男は稼いで家族を養うべき」など、男性に特定の役割や行動を強いる固定観念がたくさんあります。そして、こうした「男らしさ」の押し付けに悩み、葛藤する男性も少なくありません。私たちは、社会が強要する「男らしさ」の概念や、ジェンダーに基づく役割や行動の決めつけによる男性の悩みや葛藤にも注意深く目を向け、男性の役割や行動に対するさまざまな固定観念も排除する努力をしていく必要があります。

ただし、ここで一つ注意が必要なのは、「ジェンダーに基づく役割や行動の決めつけや偏見によって、「男性が女性と『同等』に影響を受け、社会で差別されている」というのは、言葉として不正確であるということです。男性が男性であるがゆえに直面している「生きにくさ」という感覚や、なにかにつけて「男なんだから」と言われることによるプレッシャーや息苦しさは確かに存在しています。けれども、それらは社会的な「差別」というよりも、「男とはこういうもの」という社会的に共有され、固定化されたステレオタイプによって生じている問題として捉えるのが適切です。

一方で、女性の経験は、男性性を基準とする価値尺度が支配している社会の中で、集団として劣った存在として位置付けられ、不当に区別されるという構造的な差別の経験です。もちろん、ある特定の女性と比べて、別の特定の男性の方が劣位な状況にあるといったケースはあります。有力者の妻や娘、あるいは上級カーストの女性と比べると、下級カーストの貧困男性の方が個人として損をしていたり、痛みを抱えている場合もあります。しかし、この現象は「階級」に基づく差別であり、「ジェンダー」に基づくものではありません。「階級」と「ジェンダー」は、互いに交差することでさらなる抑圧をもたらすことはありますが、根本的には2つの異なる抑圧形態です。貧困層や下級カーストの男性にも、社会・経済的な特権はないかもしれませんが、男性であるという特権があります。また、社会全体の問題として、ジェンダーの問題を考える際に問題とする単位は集団です。個別の事例だけを取り上げて、ジェンダーに基づく女性差別が社会に存在しないということにはなりません。

「逆差別」というのは、その前提に「平等」があってはじめて成立するものです。「通勤電車における女性専用車両の導入」や「女子学生に限定した奨学金や住居費手当の支給」、「女性枠の設置」といった施策は、一見、女性を男性より「優遇」している措置に見えるかもしれませんが、しかしながら、これらの取り組みの背景を広い視野で考えると、これらは、地域や社会に存在する不平等を是正するための「積極的差別是正措置(アファーマティブアクション)」として必要であると考えられます。



## 「女性枠」とは？

Q

無理やり『女性枠』を定めると事業の質や成果が下がる。

A

『女性枠』は社会や組織の無意識の偏見や言動を変革していくための暫定的な装置として必要な取り組みです。

単に差別を禁じるだけでは、実質的な平等は実現していかない中で、近年、世界では一定の比率や数を女性やエスニック・マイノリティ、障がい者などに優先的に割り当てる取り組みが推進されています<sup>88</sup>。他方、事業現場における『女性枠』の設定に関しては、「逆差別だ」、「女性優遇策である」という声のみならず、「無理に女性枠を定めることで事業の質や成果が下がる」といった声が聞かれることがあります。これは、大型インフラ整備、都市計画、災害復興、平和と安全保障など、これまで主に「男性の領域」とみなされてきた分野でよく聞かれる声です。

確かに、特定の領域においては、ジェンダーに基づいて役割や職種を必要以上に男女で分けてきた結果、「参加を促そうにも、そこに女性がほとんど存在しない」という場合もあります。国や地域、組織の政治や意思決定の場における女性の数もまだまだ少ないのが現状です。こうした中、突然に「女性枠」という施策が導入されることで生じる混乱もあるかもしれません。しかしながら、本来こうした「女性枠」を設置するという取り組みは、無意識の慣行や慣習など、地域や社会、組織の中で意欲も能力もある女性やマイノリティの人々の登用や参加を阻んでいる目に見えないバリアを壊し、差別を是正していくための措置として位置付けられているものです。「女性枠」の設置はむしろ、組織や社会の中心となってきた男性や関係者の無意識の偏見や言動を変革していくための暫定的な措置として認識する必要があります。

当該領域や組織において、女性の数が少ない場合は、それはなぜなのか、女性の数を増やし、参加を進めていくために何をしていく必要があるかを事業の関係者と共に考え、女性の能力強化や参加促進に向けた取り組みを進めていくことが必要です。画一化された人材が大多数を占める組織や事業現場では、創造力や発想も固定化してしまいがちです。他方、女性ならではの発想や視点、経験値から生まれる知見などが加わり、それらが良い形で融合すると、今までになかったイノベーションが生まれ、新しい取り組みやサービス、商品などが誕生するきっかけとなることも期待できます。実際に、近年、ジェンダー平等と多様性を推進した企業は、その努力をしなかった企業よりも10～15%成長率が高いという調査結果も出ています<sup>89</sup>。災害においても、防災計画の意思決定や復旧・復興事業への女性の参画の推進によって、障がい者や子ども、高齢者の安全を守る視点が強化され、災害への備えだけでなく、復元力の強い(レジリエント)地域づくりや、地域や世帯の経済・社会的な復興のスピードが加速化するとの結果も示されています。

## 女性はリーダーになりたくないのか？

Q

女性の登用や参加を促しても、女性が参加したがる  
女性リーダーになりたがる。

A

地域や社会、組織の偏見やステレオタイプ、差別的な慣行や慣習は、女性の社会参加やリーダーシップの発揮に向けた気力や意欲を大きく損なっています。女性の背中を押すとともに、無償の家事・ケア労働の公平な分担を含め、女性の参加やリーダーシップの発揮を阻む地域や社会・組織の意識変容に向けた取組みを推進していくことが重要です。

国際協力の現場では、「女性の参加を促しても、女性がなかなか集まらない」、「女性はリーダーシップを発揮したがる」といった声をよく聞きます。確かに、女性自身が公的な場で発言したがる、リーダーになりたがるという傾向があるとされています。実際に、アメリカで実施された社会調査においても、企業等のトップをめざす意気込みには男女で差があることが指摘されています<sup>90</sup>。

しかしながら、こうした現象は、女性がリーダーになることや、公的な場で自分の意見を発言することを「好ましくない」と考える風潮や意識、そして圧力が社会に根強く存在しているからでもあります。実際に地域や学校、職場においては、男性が野心的でエネルギーで上昇志向であることは称賛されても、女性がそうである場合は好意的な評価を受けず、損をすることも少なくありません。「女性が自分の意見を強く主張するのははしたない」、「男性を差し置いて参加するのはいただけない」といった意識を女性自身が内面化している場合も少なくありません。実際に、自己アピールの機会を与えられると、男性は自分の能力を強調し、誇張するのに対し、女性は能力を控えめに述べる傾向にあることや、女性は男性と比べて「交渉しない」ことが多くの研究でも明らかにされています<sup>91</sup>。

さらに、女性に家事や育児・介護の負担が偏っている社会では、大多数の女性が家計のやりくりや家族の世話に追われ、女性たちのさまざまな機会への参加は実質的には阻まれがちです。組織や企業内でも、教育レベルが高く、相応の経験と能力を備えているにも関わらず、出産や子育て、介護の負担によって、自身のキャリアを中断せざるを得ず、他の男性と同様に責任のある地位に就くことを断念せざるを得ない女性も少なくありません。

女性の参加が少ないことを、「女性がやりがたらないから」、「選ぶにも女性がいないから」と切り捨てるのではなく、当該社会や組織の中に女性が手を挙げることを阻む偏見や固定観念、障壁がある実態を私たちはまずは認識することが必要です。そして、こうした環境の中で長年生きてきた女性や少女の背中を押すとともに、家事や育児・介護労働の公平な分配を含め、女性の参加を阻む社会や組織の中の障壁を除去していくための取組みが必要です。女性が一步踏み出せるように支援する、踏み出したらそれを応援し続けるという意識を私たちがもつことで、「自分が求められている」ことに背中を押され、前に進み出てくる女性は必ず出てきます。





## 専業主婦を否定するのか？

Q

対象地域には、家事や育児に専念したいと思っている女性は多い。その人たちの行動や存在、生き方を否定するのか。

A

家事や育児、介護などのケア労働は、人間の命や生活に関わる価値ある重要な労働です。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進とは、これらの労働を否定するものでも、そうした役割を担ってきた人を攻撃することでもありません。特定の行動や役割を女性という属性に恣意的に結び付けて強いることを問題視しています。女性も多様な選択肢をもち、それぞれの能力を発揮して生きていくことができる社会や環境づくりを後押ししていくことが大切です。

ジェンダー平等の推進とは、「女性らしい」、「男らしい」とされる行動や、そうした行動をとる人を否定したり、攻撃することではありません。例えば、日本では、食事会の場などで「総菜を取り分ける」「お酌をする」といった行為は、しばしば「女らしさ」と結び付けられます。しかしながら、これらの行為は相手への気遣いを示すものでもあり、誰が行ってもかまわないはずで、つまり、問題はこれらの行動自体にあるのではなく、その行動が女性という属性と恣意的に結び付けられ、本人が望む・望まないにかかわらず、すべての女性に強いられることにあります。

また、途上国の事業現場には、「良い母でありたい」「夫の良き妻でありたい」「外で働くのではなく、家の中で家事や育児に専念したい」と思っている女性もいます。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた私たちの仕事は、そういう人たちの行動や選択、生き方を否定するものでも非難するものでもありません。実際に、家事や育児、介護などのケア労働は、人間の命や生活に関わる価値ある重要な労働です。

一方で、現代の社会に根強く残るジェンダー規範や構造的な差別の現状に鑑みれば、「本人が望んでいるのだからそれでいいだろう」、「生き方の選択は個人の自由」と片付けられるほど問題は単純ではありません。多くの女性は、地域や社会の中で「女性は結婚して、家事を担い、子どもを生んで育児や家族の世話をする存在である」と教えられて育っています。また、「女性は男性に養ってもらう存在」であり、「息子を生むのが女性の役割」であるとされ、多くの社会で、女性の進学する機会や就労する機会、経済的に自立する機会が奪われています。正規の仕事を得ることができた場合でも、職場の中では、いつかは結婚して職場を離れる「二流」の労働者として扱われ、能力開発や昇進のチャンスが与えられなかったり、性差別やセクシャル・ハラスメントに苦しめられ、結果として離職をやむなくされる女性も少なくありません。

女性の選択や行動は、こうした社会構造とも大きく関わっていること、限られた選択肢の中からの選択である場合も少なくないことを私たちは認識することが必要です。国際協力において、私たちが取り組むべきは、対象社会において、女性も多様な選択肢をもち、それぞれの能力を発揮して生きていくことができる社会や環境づくりを後押ししていくことです。

## 男性が悪いのか？

Q

男性だけを悪者扱いするのはやめてほしい。

A

ジェンダーに基づく差別は、男性を優位とする価値観や、ジェンダーに基づく性役割や社会規範を内面化している男性と女性の双方によって生み出されています。ジェンダー主流化の実践においては、男女で対立して、互いを責め合うのではなく、今日の前にあるジェンダーに基づく役割や行動の決めつけや、差別や排除、暴力に異議を唱え、その変革に向けて行動を共に起こしていくことが大切です。

女性の差別の経験は、男性によってのみ生み出されているものではありません。男性を優位とする価値観や、ジェンダーに基づく性役割や社会規範を内面化している男性と女性の双方によって生み出されています。男性優位な社会で生まれ育ち、「嫁は家の所有物である」、「妻は夫に従わなければならない」といった考えを内面化してきている姑が、嫁に対して抑圧的に振る舞う場合は多々あります。また、組織の中で、男性社会に適応して働いてきた女性の中には、男性以上に男性らしく振舞う女性もいます。

こうした中、ジェンダー主流化の実践においては、周囲の男性のみならず、女性とも対話をしながら、今日の前にあるジェンダーに基づく役割や行動の決めつけや、差別や排除、暴力に異議を唱え、その変革に向けて行動を起こしていくことが大切です。男女あるいは女性間で対立して、互いを責め合うのではなく、一人ひとりがそれぞれの能力を発揮して、尊厳をもって生きてくことができる社会をつくることのためにお互いの労力やエネルギーを使っていくことが重要です。

なお、男性であるという理由だけで、加害者になるわけではありません。ただし、こうした問題に無自覚であったり、気づかないふりをして沈黙していれば、それは加害者と同類であるということには注意が必要です。残念ながら、まだまだ多くの社会で、多くの男性がジェンダーについて積極的に考えることさえできていないのが現状です。ジェンダー平等な社会への変革に向けては、あらゆる状況で、男性が声を上げていくことが強く求められています。

*「男性が悪いわけではない。彼らは自分が特権的な位置にいることに盲目なだけ。*

*特権的な位置にいることの特性はそれが見えないことで、*

*私自身も教育を受けた家族の中で育ったために、*

*教育を受けられることがどれほど特権的か見えない時期があった。」*

*(チママンダ ングズィ アディーチェ 作家)*



## インフラ整備事業にジェンダーの視点は関係ない？

Q

インフラ整備はジェンダーに中立的(ジェンダー・ニュートラル)であり、ジェンダーの視点は関係ないのではないか。

A

インフラの利用方法と便益には男女で差異があります。ジェンダー視点を欠如したインフラ整備によって、地域や社会のジェンダー格差が助長される場合もあります。インフラ整備に際しては、女性の存在や経験を念頭におき、計画策定の段階から女性の声やニーズを反映させていくことが重要です。

インフラ整備事業は、すべての人に平等に裨益するものであり、ジェンダーに「中立」だと言われてきました。しかし、性別役割分業やジェンダー規範、性差別が存在する社会での実際のインフラの利用方法と便益には男女で差異があります。ある社会調査によると、男性は概して容易にバイクや自動車を利用できる一方、女性は自転車や自動車の運転を禁じられ、徒歩移動や公共交通の利用が多くなっています<sup>92</sup>。また、男性は仕事のために朝早く出かけて夜に帰宅するというシンプルな移動パターンが多い一方、無償の家事やケア労働の多くを担う女性は、出勤前に子どもを学校や保育園まで送る、高齢者や病人を施設に連れていく、帰宅途中に市場で買い物をするなど、複数の小さな移動の連鎖から成る移動パターンが多い傾向にあります。しかし、開発途上国を含め、多くの国のバスや地下鉄などの公共交通機関は女性の移動パターンに合うようなルートやスケジュールでは運行されていません。道路整備においても、地方や隣接都市への車両移動のための高速道路など、典型的な男性の移動パターンを優先したものが多く、女性が多く利用する徒歩や「自動車以外」の手段による短距離移動のための道路整備は後回しにされがちです<sup>93</sup>。そのため、道幅がせまく、舗装がひび割れ、路面はぬかるみ、十分な横断歩道もない路上で、重たい食料品で手がふさがっていたり、子どもや介護中の高齢の親を連れてくる女性の移動には困難が伴います。

また、世界各国の研究では、女性への性的暴行のリスクや「恐怖感」を考慮しない公共交通整備や都市開発は、公共空間に対する女性の平等な権利を侵害するものであるとの指摘もなされています。例えば、イギリス運輸省の調査によると、「立体駐車場を歩くのが怖い」(62%)、「駅のホームで電車を待っているのが怖い」(60%)、「バス停や駅から歩いて帰るのが怖い」(59%)など、女性は公共空間で恐怖感を感じています<sup>94</sup>。こうした恐怖感によっても、女性の公共空間や交通手段の利用は制限され、結果として社会のさまざまな領域において女性の参加が進まず、ジェンダー格差を助長しています。

性別役割分業やジェンダー規範、不平等なジェンダー関係が構造化されている社会でのジェンダーに「中立的」なアプローチは、実際には男性に優位に働き、女性にとってさらに不利な状況を創り出す場合が少なくありません。インフラ整備に際しては女性の固有のニーズや経験に関してもデータ収集と分析を行い、計画策定の段階から女性の声やニーズを反映させていくことが重要です。

## ジェンダー平等を達成した国が取り組む課題なのか？

Q

遅れている日本がなぜこの課題に取り組むのか。

A

世界でジェンダー平等を達成した国はいまだ存在しません。基本的人権の尊重や人間の安全保障、社会包摂の実現に向けて、比較優位性に基づく考え方ではなく、すべての先進諸国が自国内でこの課題に取り組むと同時に、国際協力を通じて開発途上国のジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた取り組みを推進していくことが求められています。

スイスに本部をもつ「世界経済フォーラム<sup>95</sup>」が世界各国のジェンダー格差を計測して発表した2023年のランキングにおいて、日本は146カ国中125位と先進主要7か国(G7)では最下位でした<sup>96</sup>。こうした実態を踏まえ、「日本にはジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けた国際協力を行う資格はないのではないか」、「支援を行う優位性がなく、必要な知見や技術もないのではないか」といった質問や意見を受けることがあります。

しかしながら、世界においてジェンダー平等を達成した国はいまだ存在しません。ジェンダー格差はG7を含む先進諸国においても顕著に存在しています。例えばジェンダー平等が進んでいるという印象の強い米国でも、女性の平均年収は男性の平均年収の80%に留まります<sup>97</sup>。2021年11月に行われたアメリカの議会選挙(下院)では、女性は史上最高の議席を獲得しましたが、その数は全体の27.3%です。日本の国会の女性議員(衆議院)の比率はわずか9.9%(2021年)です<sup>98</sup>。米国も日本も50%には程遠い数字です。また、ジェンダー平等が根付いていると言われるスウェーデンでは、女性の国会議員の割合は47%に達していますが、上場企業のトップに占める女性の割合は10%、女性役員の割合も35%に留まっています<sup>99</sup>。女性の平均月収は男性の90%と男女間の賃金格差も依然として課題となっています<sup>100</sup>。また、ジェンダーに基づく暴力も課題となっており、年間で同国の女性の10.2%がDVを経験しています<sup>101</sup>。

今、国際社会において、ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、各国が相互の連携を強化して共に取り組んでいくべきグローバル課題として位置づけられています。基本的人権の尊重や人間の安全保障、社会包摂の実現に向けて、比較優位性に基づく考え方ではなく、すべての先進諸国が自国内でこの課題に取り組むと同時に、国際協力を通じて開発途上国のジェンダー平等を後押ししていく必要があります。「誰も取り残さない」SDGsのゴールの達成に向けて、世界最大のバイドナーの1つである日本/JICAも、国内・国外の女性や多様な関係者とのパートナーシップを強化しつつ、共にジェンダー平等な社会を実現していくための支援を推進していくことが求められています。







# 注／引用・参考文献

## Part 1

### 女性や少女を取り巻く世界の現状と課題

---

1. Claire Ainsworth(2015)“Sex Redefined” Nature 518, 288-291 Published 18 February
2. 小さな力で大きな成果や変化を起こせるポイント
3. UNIEF, UN Women, Plan International (2020) “New Era for Girls”
4. WHO, UNICEF, UN Women (2016) “Women and the Sustainable Development Goals”
5. UNICEF(2019), “The State of the World’s Children 2019”
6. ibid. サブサハラ諸国における男の子の前期中等教育修了率は48%
7. ibid. サブサハラ諸国における男の子の後期中等教育修了率は35%
8. ibid.
9. UN Women (2016) “SDG6: Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all”
10. 市場で労働力を提供して対価を得る有償労働に対して、家庭内での家事や社会的活動といった家計の構成員や他人に対して対価を要求しない労働のこと。具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、ボランティア活動などが含まれる。(「男女共同参画白書 令和2年版」男女共同参画局)
11. UNESCO(2021) “#HerEducationOurFuture: keeping girls in the picture during and after the COVID-19 crisis; the latest facts on gender equality in education”
12. UNICEF (2017) “Ending Child Marriage – Progress and Prospects”; UNICEF(2020) “UNICEF global databases”
13. WHO (2019) “Maternal mortality: Levels and trends 2000 to 2017”
14. Guttmacher Institute (2017)“Adding It UP: Investing in Contraception and Maternal Newborn Health”
15. UNICEF, UN Women, Plan International(2020) “A New Era for Girls”
16. ibid.
17. UNFPA (2013) “State of World Population, Motherhood in Childhood: Facing the challenge of adolescent pregnancy”
18. UN Women (2018) “Turning promises into Action: Gender Equality in the 2030 Agenda for Sustainable Development”
19. WHO(2021)“Violence against women prevalence estimates, 2018”
20. ibid.
21. UNDOC (2020)“Global Report on Trafficking in Persons”
22. Asian Development Bank “Combating Trafficking of Women and Children in South Asia” (2002), p.19;National Human Rights Commission in Nepal(2017) “Trafficking in Persons: National Report 2015/2016”
23. Female Genital Mutilationの頭文字をとった略語
24. Nigam, C. (April 22, 2017) www.indiatoday.in インドでは1961年に持参金の受領を法律で禁止しているが、2012年から2014年の間でおおよそ25000人の女性が持参金を理由にして自殺したり、殺害されていると見積もっている。また、2015年には7634人の女性が持参金を理由にして死亡している。
25. Honor based violence awareness network. www.hbv-awareness.com 名誉殺人とは、「女性の振る舞いによって損なわれた家族の名誉」を回復するために、性的な規範を犯したと見なされた女性を殺害するという犯罪である。兄弟や父親によって女性が殺害されている場合が多い。LGBTIの人々はその存在自体が伝統的なジェンダー規範に逸脱していると見なされ、非常に高い名誉殺人の危険にさらされている。
26. UNICEF “Female genital mutilation” <https://www.unicef.org/protection/female-genital-mutilation> (2021年7月閲覧)

27. World Bank (2014)“Voice and Agency: Empowering Women and Girls for Shared Prosperity”
28. Care International (2018) “Counting the Cost- The price Society Pays for Violence against Women”
29. UN Women (2020) “The shadow pandemic- Violence against women during COVID-19”
30. ibid.
31. アンジャリ・フルーリー(2016)「安全を求めてメキシコへ:移民女性の危険な旅」国連大学ウェブマガジン  
<https://ourworld.unu.edu/jp/fleeing-to-mexico-for-safety-the-perilous-journey-for-migrant-women>
32. 小島優(2016)「ロヒンギアの移民女性たち:届かない声」国連大学  
<https://jp.unu.edu/publications/articles/rohingya-women-in-migration-lost-voices.html>
33. UNICEF “Female genital mutilation” <https://www.unicef.org/protection/female-genital-mutilation> (2021年7月閲覧).
34. International Confederation of Midwives (2017). Female Genital Mutilation  
[https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/kokusai-katsudo/2017belief\\_expressed\\_12.pdf](https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/kokusai-katsudo/2017belief_expressed_12.pdf)
35. FAO “Why is gender equality and rural women’s empowerment central to the work of FAO?”  
<http://www.fao.org/gender/background/en/> (2021年7月閲覧)
36. Brugere C. and Williams M (2017) “Women in aquaculture profile”; World Bank/FAO(2018) “Gender in agriculture source book”
37. ibid.
38. ILO (2018)“The Unpaid Care Work and the Labor Market. An analysis of time use data based on the latest World Compilation of Time-use Survey“
39. 露天商、靴磨き、日雇い労働者、家内労働者など、公的機関の認知や記録、保護、規制を受けていない労働者の活動や企業集団を表す用語。近年は、インフォーマル経済という用語も多用されている。(ILO (2002) “Women and Men in the informal economy: A statistical picture”)
40. UN Women(2016) “Progress of the World’s Women”
41. ILO (2018)“The Unpaid Care Work and the Labor Market. An analysis of time use data based on the latest World Compilation of Time-use Survey“
42. Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries, 2016
43. IFC (2011) “Strengthening Access to Finance for Women-Owned SMEs in Developing countries”
44. ibid.
45. UNESCO (2017)“Cracking the code: Girls’ and women’s education in science, technology, engineering and mathematics(STEM)”
46. World Economic Forum(2020)”Global Gender Gap Report”
47. UNESCO (2020)”Artificial Intelligence and Gender Equality”
48. キャロライン・クリアド＝ペレス(2020)「存在しない女たち」河出書房新社;Biased bots: Human prejudices sneak into artificial intelligence systems (phys.org)
49. James Zou (2016) “Removing gender bias from algorithms” <https://phys.org/news/2016-09-gender-bias-algorithms.html>
50. ILO(2018) “Global Wage Report 2018/2019: What lies behind gender pay gaps”
51. UN Women(2020) “Women in Politics”
52. Grant Thornton(2020) “Women in Business 2020: Putting the Blueprint into Action” (2020)“
53. JICA & The Georgetown Institute for Women, Peace and Security (2016) “Case Study on Mindanao, the Philippines: Women’s Participation and Leadership in Peacebuilding”, Paper Series on Women, Peace and Security
54. 交差性(Intersctionality)とは、個人のさまざまな属性やアイデンティティを個別ではなく、複合的に考える概念であり、個人の属性が複数組み合わせることによって生じる特有の差別や抑圧を理解するために用いられる。扱われるアイデンティティの代表的なものとして、ジェンダー、人種、社会階層や経済階層、セクシュアリティ、障害の有無、身体的特徴などがある。

## Part 2

### ジェンダー平等と女性のエンパワメントの実現 -必要なアクション-

55. JICAの課題別事業戦略。国際社会が力を結集して取り組むべき、20のグローバルな課題についてそれぞれの事業戦略を策定している。
56. 「ジェンダー案件」とは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを主目的として実施している案件(Gender Informed (Principal); GIP)及び(主目的ではないが)ジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動を組み込んで実施している案件(Gender Informed (Significant): GIS)の両方の案件を指す。
57. 権利が保障され、安定的で十分な収入を生み出し、適切な社会保護が与えられる生産的な仕事。権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事とも定義されている。(第87回ILO総会(1999年)事務局長報告)
58. 有害な慣行(harmful practice)には次のような行為がある: 児童婚、強制婚、略奪婚、ダウリー殺人(持参金殺人)、名誉殺人、FGM(女性性器切除)、出産前の性別選好による人口妊娠中絶、女子の教育禁止、パルダ(男女隔離)による女性に対する行動の制限、債務奴隷(カラムリ)、魔女狩り、月経小屋への隔離、Acid Attack(酸攻撃)、フェミサイド(女性を標的とした殺人)など。
59. 女性の力を高めるとは、力の行使(power over)や力による支配(controlling forms of power)ではなく、働きかける力(power to)、連帯する力(power with)、内在する力(power from within)を高めていくこと意味する。(UN Training Center 2001, para. 1)。
60. 女性のエンパワーメント原則(Women's Empowerment Principles、以下「WEPs」とは、女性の経済的エンパワメントの促進に向けて、2010年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト(GC)とUN Womenが共同で作成した国際原則である。ここでは、民間企業が職場や市場、地域社会において女性のエンパワメントを促進していくために取り組むべき活動内容が示されている。具体的には、以下の7項目に取り組むことが期待されている。1)企業経営層のリーダーシップによるジェンダー平等の促進(経営戦略におけるジェンダー平等推進の視点や女性の参画の推進)、2)機会の均等、女性の参画、差別の撤廃(同一労働同一賃金の保障やジェンダー平等な採用と雇用、意思決定と管理の場における女性の参画の推進、ケア労働への支援)3)健康と安全の推進と暴力の撤廃(セクシャル・ハラスメント対策、すべての従業員への健康保険や社会保障、社員に対するジェンダー研修など)、4)教育と研修の強化(職種差別の撤廃や教育プログラムへの女性の参画の保障など)、5)事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動(小規模ビジネスを含む女性の企業家との取引関係の拡大、女性のクレジットや資金貸与を阻む障壁の撤廃、マーケティングやその他の企業業刊行物、商品やサービス、施設における女性の尊厳の保障など)、6)地域におけるリーダーシップと参画(地域社会における女性の参画とリーダーシップの推進)、7)透明性、成果の測定、報告(ジェンダー平等の促進に向けた企業方針と実施計画の公表、女性の参画度合いの測定と報告、ジェンダー統計の実施など)
61. Boston Consulting Group (2018) “Why Women-Owned Startups Are a Better Bet”  
<https://www.bcg.com/publications/2018/why-women-owned-startups-are-better-bet>
62. Asian Development Bank (2014) Publication Stock No. TIM136177  
<https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/34130/files/gender-inclusive-disaster-risk-management-0.pdf>
63. キャロライン・クリアド＝ペレス(2020)「存在しない女たち」329 河出書房新社
64. ibid.
65. 女性の平和と安全保障に焦点をあてた初の安全保障理事会決議(2000年に採択)。紛争下では女性が男性とは異なる影響を受けていることや、紛争予防や復興と開発において女性が重要な役割を果たしていることを認識し、紛争予防や解決、紛争後の復興と開発に関するあらゆる取り組みや意思決定過程に女性の積極的な参画を推進するとともに、あらゆるジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取り組みを推進していくことを要請している。
66. ジェンダー・多様性の視点に立った地域の避難計画、ハザードマップ、早期警報、避難所運営マニュアル等の策定への支援、障害者や妊産婦などのための福祉避難所の設置などへの支援等(内閣府男女共同参画局(2020)『災害対応力を強化する女性の視点: 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン』(<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>)).  
内閣府男女共同参画局『第5次男女共同参画基本計画: 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進』([https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic\\_plans/5th/pdf/2-08.pdf](https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf))

67. 近年、国際的に、女性の人権も含めた包括的な「セクシュアリティ教育」の重要性が提唱されてきている。性自認や性的指向を含め、セクシュアリティとは、生涯を通じて人間であることの中心的側面を成すものであるとの考えに基づき、2020年には世界の性教育のスタンダードとしてUNESCOが『(改訂版)国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(日本語版)を発表している。
68. クラスターとは、個別事業を超え、国を跨ったグローバルな「事業のまとまり」として中長期の成果・インパクトを発現をめざす事業マネジメント(案件形成・実施監理)の単位。プラットフォーム活動(専門性強化や人材育成、知見や教訓、情報の発信や共有等に向けた取り組みなど)等により外部のステークホルダーとの協働を促進し、開発効果の拡大を目指している。

## Part 3

### 支援に際しての留意点 -自分の中に潜む思い込みや無意識の偏見を考える-

69. 人種、エスニシティ、国籍、ジェンダー、階級、性的指向・性自認など、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況をさす。
70. 野田恵子(2006)イギリスにおける性とジェンダーの政治学- 女性「同性愛」の不可視性とその歴史的背景, 女性学 13巻 p59-75, 日本女性学会
71. M. V. Lee Badgett and Alyssa Schneebaum (2015), “the Impact of Wage Equality on Sexual Orientation Poverty Gaps,” the Williams Institute. Wage-Equality-LGB-Poverty-Gap-Jun-2015.pdf (ucla.edu)
72. Barbara Molony (2016)“Feminism in Southeast Asia, Barbara Molony”, The Wiley Blackwell Encyclopedia of Gender and Sexuality Studies, First Edition. Edited by Nany A Napes
73. ibid.
74. アイリス・バーガー&E.フランシス・ホワイト/富永智津子訳(2004) アフリカ史再考-女性・ジェンダーの視点から“
75. O’Conner, Erin (2014). Mother’s Making Latin America: Genders, Households, and Politics since 1825. US: Wiley-Blackwell.
76. 源淳子(1996)「フェミニズムが問う仏教」 三一書房
77. シャリア法とは聖典コーランや預言者ムハンマドの慣行「スナナ」や言行録「ハディース」に基づいて構築されたイスラムの法体系(イスラムの規範の体系)のことを指す。
78. 朝日新聞(2019年6月18日朝刊) 平雅行特任教授(京都先端科学大学)  
<https://www.kuas.ac.jp/news/2019/07/1911>
79. 中西久枝(2002)「イスラームとモダニティ -現代イランの諸相-」風媒社
80. ibid.
81. OECD諸国における15歳の男女の数学と理科の力の実態について調べた調査結果によると、日本ではどちらの科目も男子の方が高い得点となっているものの、世界にはどちらも女子の方が点数が高い国が存在している。(瀬地山角(2020)「炎上CMで読み解くジェンダー論」 光文社新書。
82. シェリル・サンドバーグ(2013)「Lean In 女性、仕事、リーダーへの意欲」 日本経済新聞社出版
83. 瀬地山角(2020)「炎上CMで読み解くジェンダー論」 光文社新書
84. A.ビーズ, 藤井留美訳「話を聞かない男、地図を読めない女—男脳・女脳が「謎」を解く」主婦の友社
85. 筒井晴香(2013)“脳”の性差論”よく分かるジェンダー・スタディーズ、ミネルバ書房
86. ibid.
87. カプラン、P.J.カプラン、J. B. /森永康子訳(2009=2010)「認知や行動に性差はあるのか—科学的研究を批判的に読み解く」
88. 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている社会集団が実質的な機会の均等を実現するための特別措置(積極的差別是正措置とも言う)
89. ILO (2019) “Women in Business and Management: The Business Case for Change”
90. シェリル・サンドバーグ(2013)「Lean In 女性、仕事、リーダーへの意欲」日本経済新聞社出版
91. ibid.
92. フランスでも公共交通機関の乗客の3分の2は女性であり、アメリカのフィラデルフィアでは64%、シカゴでは62%が女性であるとの調査結果が示されている。 キャロライン・クリアド=ペレス/神崎朗子訳(2020)「存在しない女たち 男性優位の世界にひそむ見せかけのファクトを暴く」河出書房新社
93. 世界銀行による運輸関連の資金提供の73%は道路及び高速道路が対象となっている。世界銀行(2007)“Gender and world Transport: A source book for policy makers in Developing Cities”
94. 男性についてはそれぞれ31%、25%、25%という結果が出ている。キャロライン・クリアド=ペレス/神崎朗子訳(2020)「存在しない女たち 男性優位の世界にひそむ見せかけのファクトを暴く」河出書房新社
95. 1971年にスイスの経済学者であるクラウス・シュワブによって設立された非営利団体。グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的として設立された。2006年から政治・経済・教育・健康の4項目において世界各国のジェンダー格差を計測して国別ランキングを発表している。



96. World Economic Forum (2023) “Global Gender Gap Report 2023”  
[https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2023.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf)
97. US Bureau of Labor Statistics Annual Report (2013) “Highlights of Women’s Earnings in 2012”
98. OECD “Gender Equality” <https://www.oecd.org/gender/data/development/> (2021年7月閲覧)
99. *ibid.*
100. 一般社団法人スウェーデン社会研究所 Sweden.se.日本語版 男女平等 (2021年8月閲覧)
101. OECD data “Violence against Women, Attitudes towards violence, percentage 2019”  
Gender, Institutions and Development (Edition 2019)

作成・照会先  
独立行政法人国際協力機構(JICA)  
ガバナンス・平和構築部  
ジェンダー平等・貧困削減推進室  
gpgge@jica.go.jp  
2024年2月

